

第四次池田町地域福祉計画
第五次池田町地域福祉活動計画

池田町地域福祉(活動)計画

しあわせ福祉プランいけだⅣ

成年後見制度利用促進計画
再犯防止推進計画

令和6年3月

池 田 町

社会福祉法人 池田町社会福祉協議会

はじめに

近年の少子高齢化・核家族化の急速な進展、高齢者世帯の増加や地域社会との関わりの希薄化などにより福祉ニーズはますます高まり、複雑、多様化の一途をたどっております。

このため、地域福祉活動はさらにその重要性を高め、池田町におきましては平成31年3月に「やさしさと笑顔があふれ、誰もが生きがいを持ち、健康で安心して暮らせる、つながりのある福祉のまちづくり」を基本理念として、「共生」「参加」「協働」の3つの目標に向かって「しあわせ福祉プランいけだⅢ」の5カ年計画を策定し、地域福祉施策・活動の推進に努めてまいりました。



このたび、新たな5カ年計画として前計画の基本目標を継承しつつ、成果や課題の検証を行い、複雑化かつ多様化する多くの福祉ニーズに対応すべく、町民の皆さまや地域福祉に関わる団体などが実践する具体的な活動内容を踏まえた『第四次地域福祉計画・第五次地域福祉活動計画「しあわせ福祉プランいけだⅣ」』を策定しました。

本計画では、「つながり合い、お互いに幸福を分けあい、受け取れるまち」を実現するため、前計画から実施してきた安心見守りネットワーク推進事業による高齢者、障がい者世帯等への「訪問相談」を、引き続き地域福祉活動の中核事業に据え、コロナ禍の自粛期間に落ち込んだ地区福祉連絡会や福祉ボランティア活動の支援の活性化を進めるなど、家族・近隣・小地域ネットワーク・町域全体がつながりをもった地域福祉ネットワークが自粛期間前よりも一層強固になるよう再構築を図るための実践的な政策をさらに推進してまいります。また、子育て支援、安全対策の充実、福祉教育の推進など、家庭、学校と連携し、地域ぐるみで子どもが健やかに成長できる体制づくりも進めてまいります。加えて、高齢化・核家族化の急伸等に伴い課題になっております「成年後見制度利用促進計画」、「再犯防止推進計画」を一体的に本計画に組み込むことで、円滑かつ効果的に今後の計画実現に向け、町民の皆さまと地域福祉に関わるあらゆる団体と連携して進めてまいりたいと考えておりますので、さらなるご協力とご参加をお願い申し上げます。

最後に、計画策定にあたり、アンケート調査や福祉懇談会などにご協力いただきました多くの町民の皆さまをはじめ、貴重なご意見やご提案をいただきました策定委員の皆さまに心からの感謝を申し上げます。

令和6年3月

池田町長
社会福祉法人 池田町社会福祉協議会長
岡 崎 和 夫

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景・趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	5
4 計画の策定体制	5
5 パブリックコメントの実施	6
第2章 池田町の現状と課題	7
1 人口等の状況	7
2 高齢者・児童等の状況	11
3 地域団体等の状況	16
4 地域福祉についてのアンケート調査	17
5 地区福祉懇談会での意見	30
第3章 地域福祉推進計画の基本的な考え方	34
1 基本目標	35
2 計画とSDGs	36
3 施策の体系	37
第4章 地域福祉推進への取り組み内容	38
基本目標Ⅰ いつでも互いに気にかけて合えるまちづくり《共生》	38
（1） 高齢者の生きがいづくりを支援します	38
（2） 障がいの有無に関係なくつながり合えるまちづくりをすすめます	41
（3） 子育て世帯にやさしいまちづくりをすすめます	45
（4） 福祉教育、福祉啓発活動を推進します	48
基本目標Ⅱ けんこうで生きがいをもって生活を営めるまちづくり 《参加》	52
（1） 包括的な支援体制を構築します	52
（2） ボランティア活動への参画を推進します	59
（3） 地域の「つながり」の強化に努めます	62
（4） サービス提供体制を充実します	65

基本目標Ⅲ だれもが幸福を分け合えるまちづくり《協働》	68
(1) だれもが安心して生活できる地域をつくれます	68
(2) 人として尊厳をもって生活できる地域をつくれます	75
(3) 当事者組織を支援し協働活動を展開します	78
(4) 保健、医療、福祉の連携強化につとめます	80
第5章 成年後見制度利用促進計画	83
1 計画策定の趣旨	83
2 成年後見制度とは	83
3 計画策定の理念	83
4 計画の期間	84
5 取り組み内容	84
第6章 再犯防止推進計画	86
1 計画策定の趣旨	86
2 計画策定の理念	86
3 計画の期間	86
4 取り組み内容	86
参考資料	88
1 計画策定までの取り組みと経過	88
2 池田町地域福祉計画策定委員会設置要綱	90
3 池田町社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定員会設置要綱	91
4 池田町地域福祉（活動）計画策定委員名簿	93
5 用語集	94

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

(1) 計画策定の背景

本町では、平成31年3月に「しあわせ福祉プランいけだⅢ（第三次池田町地域福祉計画、第四次池田町地域福祉活動計画）」を策定し、お互いに支え合う「共生」の地域をめざし、住民「参加」による行政運営、地域住民・各団体・ボランティア等による「協働」のまちづくりなど様々な施策に取り組んできました。

地域福祉を取り巻く環境をみると、少子高齢化、人口減少社会や核家族化の急速な進行、人々の価値観や考え方、ライフスタイルの多様化など、社会構造の変化とともに地域のとのつながりが希薄化し、地域住民の支え合いの基盤が弱っており、社会的に孤立している人への対応が必要となっています。

また、高齢者のみの世帯や高齢者の独居世帯の増加、虐待・権利擁護・防災対策など、安全・安心への取り組みの強化が求められています。

そのような中、これまでのような高齢者・子ども・障がい者等、対象者ごとに制度化された福祉サービスを展開するだけでは、対応が困難なケースも顕在化してきており、国においては、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、地域をともに創っていく地域共生社会の実現を目指しています。

また国は、市町村地域福祉計画策定ガイドラインを示し、地域福祉の推進においては、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことが求められています。

	国の地域福祉に関する動向
平成 12 年	○「介護保険法」施行 ○社会福祉法の改正により、地域福祉計画の策定が努力義務と位置付けられる。
平成 25 年	○社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書 ○健康日本 21（第 2 次）計画策定 ○「障害者自立支援法」にかわる「障害者総合支援法」施行 ○「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」施行
平成 26 年	○厚生労働省通知「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」 ○「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」施行 ○「子ども・子育て関連 3 法」成立
平成 27 年	○「介護保険法」改正 ○「生活困窮者自立支援法」施行 ○厚生労働省通知「社会福祉法人の『地域における公益的な取組』について」
平成 28 年	○「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定 ○「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置 ○「障害者差別解消法」施行 ○「発達障害者支援法」改正 ○地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）設置→12 月に「中間とりまとめ」を公表
平成 29 年	○「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」公布 ○地域力強化検討会（9 月に「最終とりまとめ」を公表） ○厚生労働省通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」で地域福祉計画の策定ガイドラインが改定
令和 2 年	○地域共生社会推進検討会（令和元年 12 月に「最終とりまとめ」を公表） ○社会福祉法が改正され、翌年 4 月より「重層的支援体制整備事業」施行
令和 5 年	○「孤独・孤立対策推進法」制定

（２）計画策定の趣旨

本町では、「しあわせ福祉プランいけだⅢ」において、地域福祉の推進を図ってきましたが、社会情勢等の変化や、本町における地域福祉を取り巻く現状等を踏まえ、新たな「池田町地域福祉（活動）計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画です。

(社会福祉法より抜粋)

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

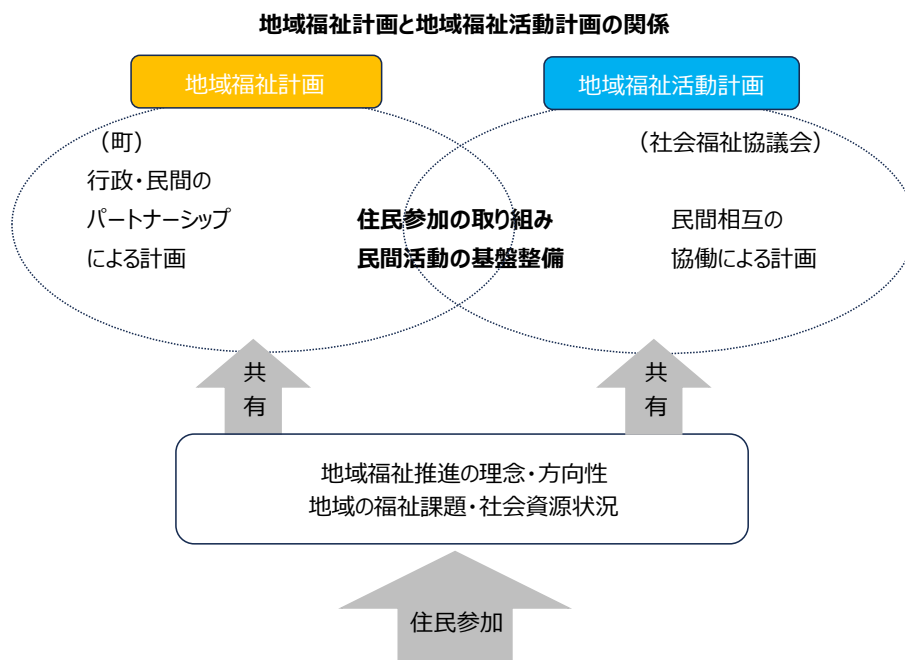
2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会で策定する計画であり、社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中心的な団体として位置づけられます。

また、「地域福祉活動計画」は地域住民の立場から「地域福祉計画」を推進する計画であるとともに、両計画は、相互に重要な役割を果たすものであり、地域における生活課題や地域福祉推進の理念の共有化など、密接な連携が求められます。



(3) 上位計画・関連計画との関係

本計画は、池田町第六次総合計画の分野別計画として位置づけられており、地域福祉を推進する観点から、高齢者、障がい者、子ども（子育て支援）等の分野別計画を内包した福祉分野の総合的な計画となります。

防犯や防災、まちづくりや人権、男女共同参画など、地域福祉の推進において関連がある分野との連携も図ります。



3 計画の期間

計画の期間は、2024年度（令和6年度）から2028年度（令和10年度）までの5年とします。

ただし、社会経済情勢の変化や大きな制度の改正、関連する個別計画との整合に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

【計画の期間】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
総合計画	池田町第6次総合計画						
地域福祉（活動）計画	池田町第3期地域福祉計画 池田町第4期池田町地域福祉活動計画	池田町第4期地域福祉計画 池田町第5期池田町地域福祉活動計画					
健康増進計画	池田町第2期健康増進計画						
子ども・子育て支援事業計画	池田町第2期子ども・子育て支援事業計画			池田町第3期子ども・子育て支援事業計画（更新予定）			
障がい者計画	池田町第5期障がい者計画					池田町第6期障がい者計画（更新予定）	
障がい福祉計画 障がい児福祉計画	池田町第6期障がい福祉計画 池田町第2期障がい児福祉計画		池田町第7期障がい福祉計画 池田町第3期障がい児福祉計画			池田町第8期障がい福祉計画 池田町第4期障がい児福祉計画（更新予定）	
高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	揖斐広域連合第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		揖斐広域連合第9期高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画			揖斐広域連合第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（更新予定）	

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、令和5年に実施したアンケート調査を始めとしたデータを活用しつつ、当事者及び関係者等による議論を反映するために「池田町地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、策定の基本的事項について協議を行いました。

5 パブリックコメントの実施

本計画を策定するにあたり、池田町まちづくり条例第 13 条の規定に基づき、パブリックコメント（意見公募）を実施しました。

【募集期間】 令和 6 年 1 月 18 日（木）～令和 6 年 2 月 19 日（月）

【閲覧場所】 ・池田町役場 ・池田町社会福祉協議会 ・池田町中央公民館
・池田町役場、池田町社会福祉協議会各ホームページ
・各地区公民館（ 宮地・養基・西・中・東・八幡 ）

【提出方法】 オンライン及び紙媒体

【提出件数】 2 件

寄せられた意見の要旨は以下のとおりでした。

No.	ご意見の 該当箇所	ご意見・ご提案等
1	P 62	「いきいきサロン」や「地域老人会活動」の充実発展は介護予防の充実といった狭い範囲での課題ではなく、地域社会の絆を強くし生きがいの持てる豊かな地域交流を保障するものです。町として『単位老人会助成金』また社協として『サロン補助金』の制度がありますが、十分ではありません。金額の多寡については全体のバランスもあるので、さまざまな意見があるでしょうが、少なくとも制度の詳細や申請方法についての丁寧な説明が必要です。こういう制度を生かして、池田町全体がいきいきと活性化することを願っています。
2	P 86_87	池田町保護区保護司会 → 揖斐保護区保護司会 揖斐保護区更生保護サートセンター → 揖斐更生保護サートセンター

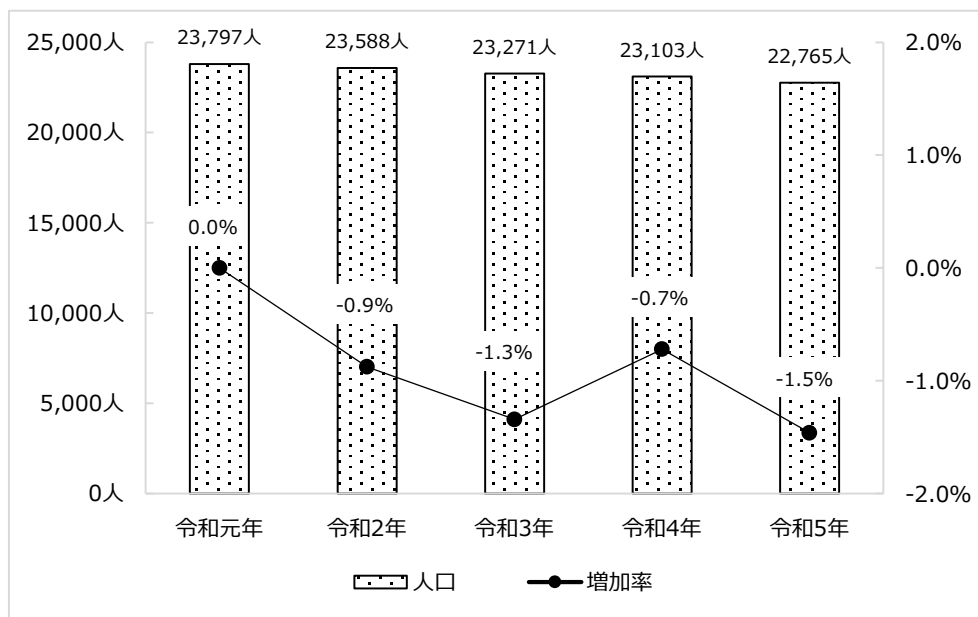
第2章 池田町の現状と課題

1 人口等の状況

(1) 人口の推移と人口構成

池田町の人口は、約24,000人弱で推移していますが、年々減少しています。令和5年10月1日現在の住民基本台帳の人口は22,765人となっています（図1）。

図1 人口の推移と増加率



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

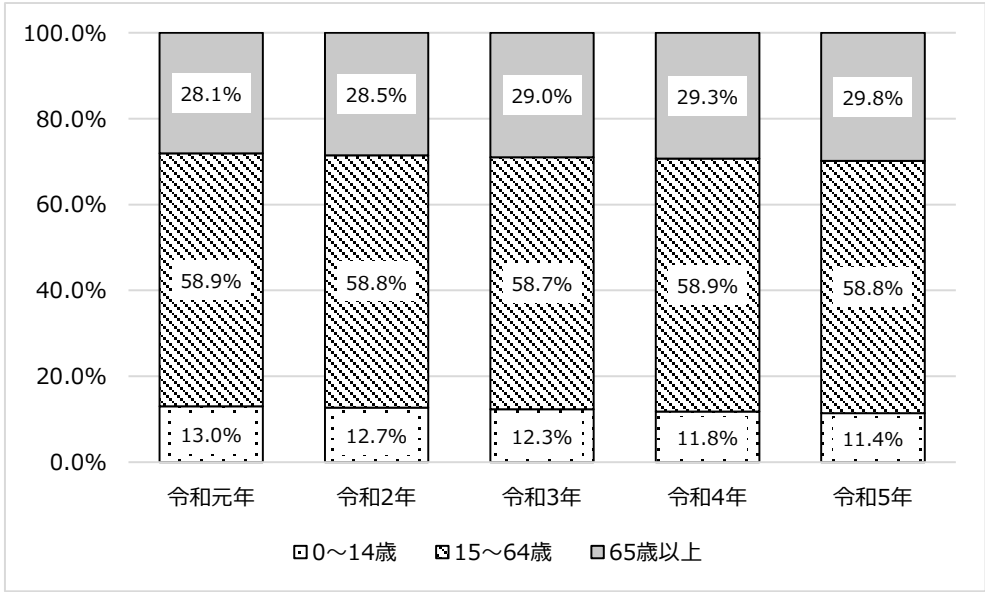
表1 人口の推移と増加率

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人口	23,797人	23,588人	23,271人	23,103人	22,765人
増加率	0.0%	-0.9%	-1.3%	-0.7%	-1.5%
令和元年からの増加率	0.0%	-0.9%	-2.2%	-2.9%	-4.3%

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

年齢3区分人口構成の推移をみると、0～14歳の年少人口の割合は令和元年の13.0%から令和5年の11.4%へと、減少しています。一方、65歳以上の高齢者の割合は、令和元年の28.1%から令和5年の29.8%まで増加しており、少子・高齢化が進展しています（図2）。

図2 年齢3区分別人口構成



資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日）

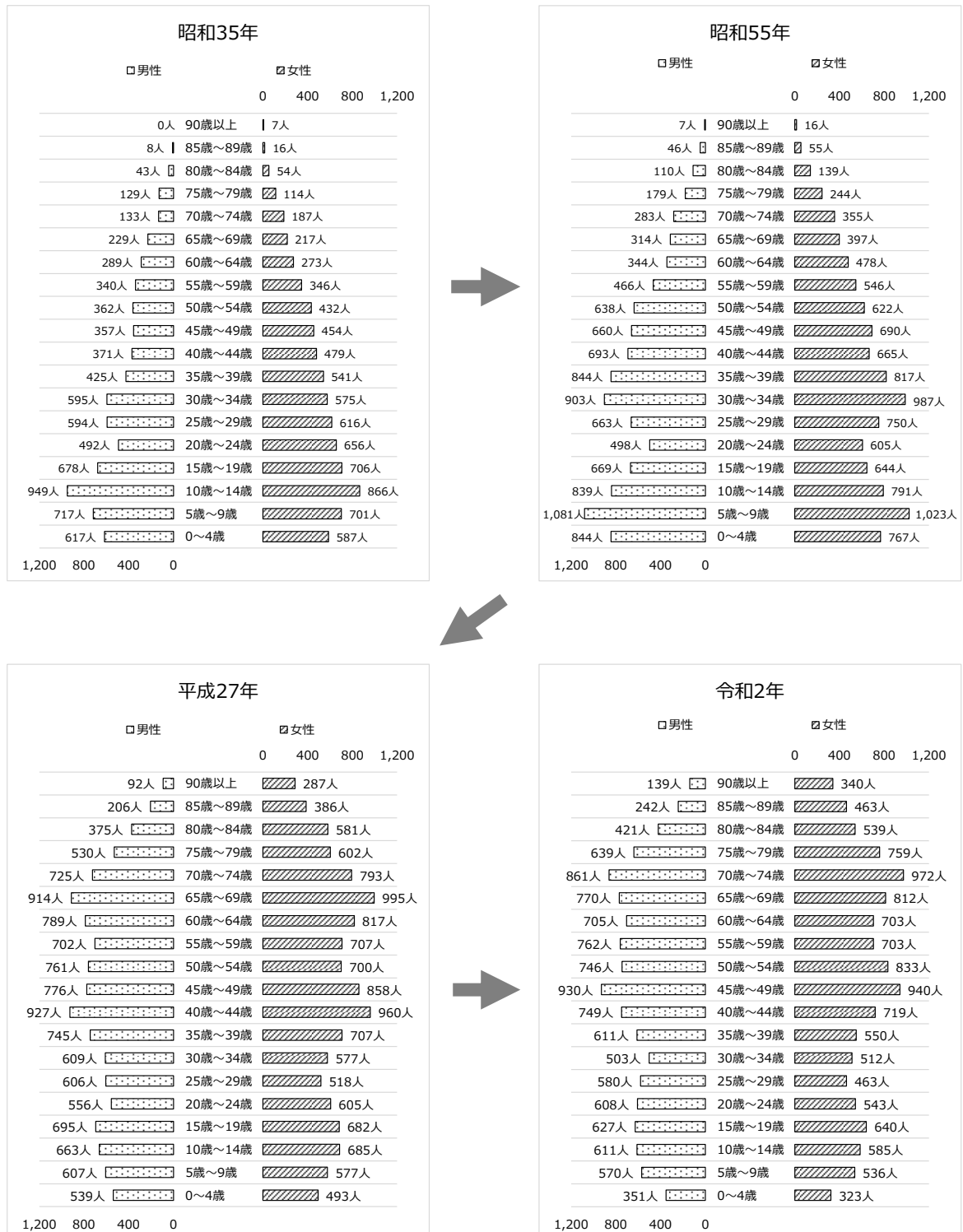
表2 年齢3区分別人口構成

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全 体	23,797人	23,588人	23,271人	23,103人	22,765人
0～14歳	3,097人	2,985人	2,868人	2,722人	2,589人
	13.0%	12.7%	12.3%	11.8%	11.4%
15～64歳	14,009人	13,871人	13,664人	13,614人	13,394人
	58.9%	58.8%	58.7%	58.9%	58.8%
65歳以上	6,691人	6,732人	6,739人	6,767人	6,782人
	28.1%	28.5%	29.0%	29.3%	29.8%

資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日）

年齢の人口構造の変化を人口ピラミッドでみると、昭和35年は、出生数の減少により、「つりがね型」に近い形となっています。昭和55年は、30～34歳と5～9歳を中心とした2つの膨らみをもつ「ひょうたん型」に近い形であり、平成27年、令和2年は、年代ごとの人口変化が少ない「筒形」に近い形となっていますが、少子高齢化が進展し逆ピラミッド型に近づいていることがうかがえます（図3）。

図3 人口ピラミッド



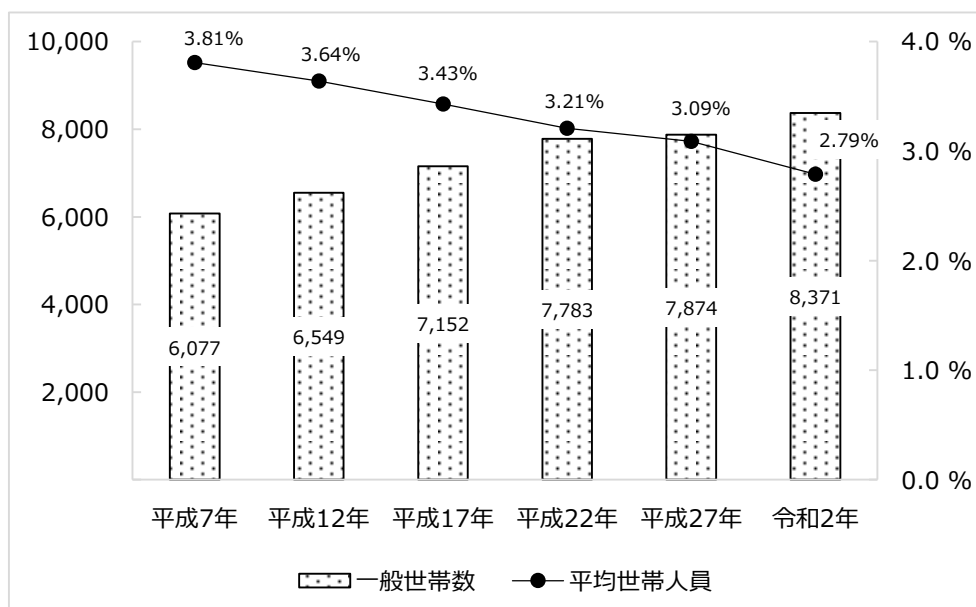
資料：国勢調査

（２）世帯の状況

当町の世帯数は、平成7年の6,077世帯から、令和2年の8,371世帯まで増加しています。反対に、平均世帯人員は減少しており、世帯の少人数化が進んでいることが分かります（図4）

一般世帯の構成は、3世代世帯の割合は減少しているのに対して、核家族世帯、単身世帯の割合は増加しています（表3）。

図4 世帯数の推移と平均世帯人員



資料：国勢調査

表3 世帯構成

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	6,077世帯	6,549世帯	7,152世帯	7,783世帯	7,874世帯	8,371世帯
核家族世帯	3,379世帯	3,664世帯	4,088世帯	4,493世帯	4,732世帯	4,940世帯
	55.6%	55.9%	57.2%	57.7%	60.1%	59.0%
3世代世帯	1,704世帯	1,398世帯	1,245世帯	1,518世帯	1,302世帯	997世帯
	28.0%	21.3%	17.4%	19.5%	16.5%	11.9%
単身世帯	531世帯	740世帯	1,017世帯	1,375世帯	1,456世帯	2,031世帯
	8.7%	11.3%	14.2%	17.7%	18.5%	24.3%
その他の世帯	463世帯	747世帯	802世帯	397世帯	384世帯	403世帯
	7.6%	11.4%	11.2%	5.1%	4.9%	4.8%

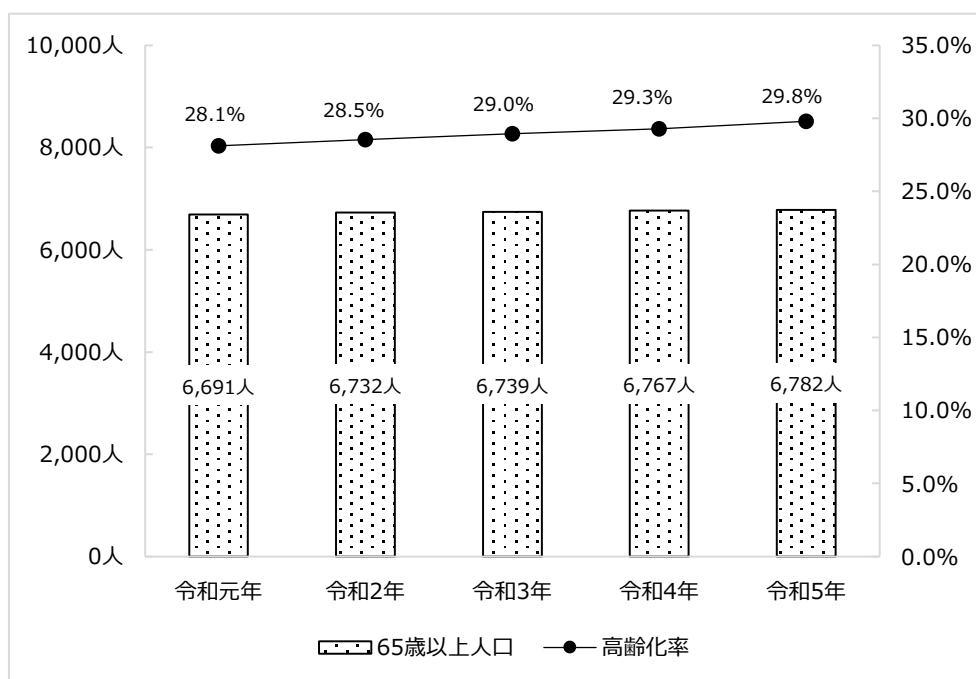
資料：国勢調査

2 高齢者・児童等の状況

(1) 高齢者の状況

高齢者人口は、令和元年の6,691人から令和5年の6,782人まで増加しています。また、人口全体に占める高齢者の割合も、令和元年の28.1%から令和5年の29.8%まで増加しています（図5）。

図5 高齢者人口の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

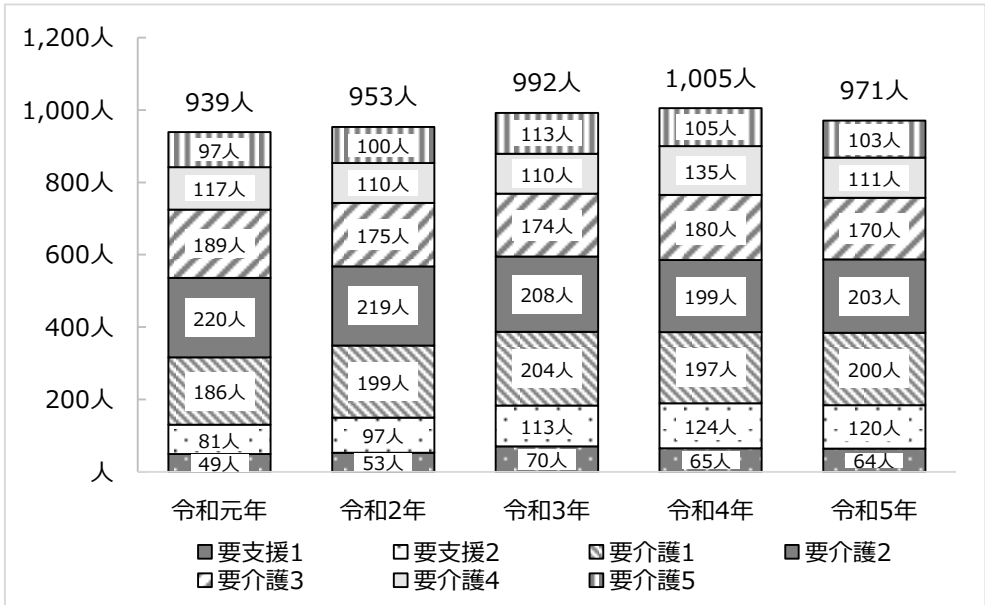
表4 高齢者人口

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
65歳以上人口	6,691人	6,732人	6,739人	6,767人	6,782人
	28.1%	28.5%	29.0%	29.3%	29.8%

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

令和5年の要介護等認定者数は971人となっています。令和元年と令和5年で比較すると要介護2～5の認定者はそれほど変化がないものの、要支援1～要介護1の認定者数は増加傾向にあります（図6）。

図6 要介護等認定者数の推移



資料：保険年金課（各年4月1日現在）

表5 要介護等認定者数

区分	合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	認定率
令和元年	939人	49人	81人	186人	220人	189人	117人	97人	14.2%
		5.2%	8.6%	19.8%	23.4%	20.1%	12.5%	10.3%	
令和2年	953人	53人	97人	199人	219人	175人	110人	100人	14.2%
		5.6%	10.2%	20.9%	23.0%	18.4%	11.5%	10.5%	
令和3年	992人	70人	113人	204人	208人	174人	110人	113人	14.8%
		7.1%	11.4%	20.6%	21.0%	17.5%	11.1%	11.4%	
令和4年	1,005人	65人	124人	197人	199人	180人	135人	105人	14.9%
		6.5%	12.3%	19.6%	19.8%	17.9%	13.4%	10.4%	
令和5年	971人	64人	120人	200人	203人	170人	111人	103人	14.4%
		6.6%	12.4%	20.6%	20.9%	17.5%	11.4%	10.6%	

資料：保険年金課（各年4月1日現在）

（２）児童の状況

当町の令和５年の出生数は８０人となっています。増減の推移を見ると減少傾向が続いています（表６）。

令和５年の保育園の園児数は５００人、幼稚園の園児数は６４人となっています（表７）。

児童のいる世帯数は、６歳未満、１８歳未満ともに減少しており、一般世帯に占める割合は減少しています（表８）。

表６ 出生数の状況

区分	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
出生数	１１３人	１１０人	１０４人	９５人	８０人

資料：住民基本台帳（各年１月１日から１２月３１日までの総数）

表７ 保育園・幼稚園の園児数の状況

区分	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
保育園 （認定こども園含む）	６５９人	６０９人	５５２人	５３７人	５００人
幼稚園	１２６人	１０３人	８７人	７２人	６４人

資料：健康福祉課（保育園は各年４月１日、幼稚園は各年５月１日現在）

表８ 児童のいる世帯数

区分	平成１７年	平成２２年	平成２７年	令和２年
一般世帯数	７,１５２世帯	７,７８３世帯	７,８７４世帯	８,３７１世帯
６歳未満の児童 がいる世帯数	１,１１９世帯 １５.６%	１,０２５世帯 １３.２%	９１６世帯 １１.６%	６６６世帯 ８.０%
１８歳未満の児童 がいる世帯数	２,７０４世帯 ３７.８%	２,６２７世帯 ３３.８%	２,４４１世帯 ３１.０%	２,１０１世帯 ２５.１%

資料：国勢調査

(3) ひとり親世帯の状況

令和5年のひとり親世帯数は155世帯となっています(表9)。

表9 ひとり親世帯の状況

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
ひとり親家庭世帯数	160世帯	158世帯	160世帯	155世帯	155世帯
母子家庭	150世帯	150世帯	147世帯	139世帯	137世帯
父子家庭	10世帯	8世帯	13世帯	16世帯	18世帯

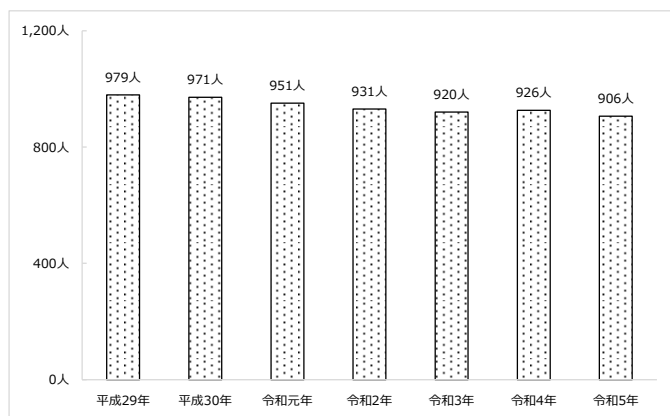
資料：健康福祉課（各年4月1日現在）

(4) 障がい者（児）の状況

各種障害者手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は、年々減少傾向となっており、令和5年は906人となっています(図7)

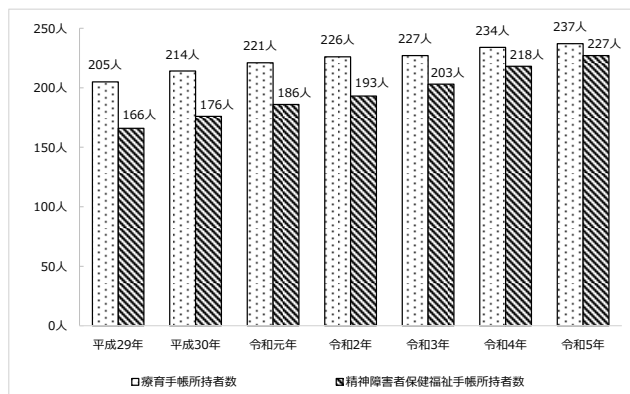
療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向となっています(図8)。

図7 身体障害者手帳所持者数の推移



資料：健康福祉課（各年3月31日現在）

図8 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：健康福祉課（各年3月31日現在）

（５）外国人の状況

令和元年以降の外国人登録人口は、増加基調が続いており、令和５年で６０３人となっています。国別では、ベトナムが多くなっています（表１０）。

表１０ 外国人登録人口の推移

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
外国人登録人口の推移	474人	522人	548人	500人	603人
韓国	18人	12人	12人	13人	12人
中国	142人	147人	160人	136人	136人
フィリピン	32人	32人	29人	26人	28人
インドネシア	43人	45人	50人	44人	54人
ブラジル	54人	49人	47人	43人	56人
ベトナム	151人	193人	193人	181人	237人
ミャンマー	20人	20人	23人	16人	35人
ネパール	0人	2人	5人	13人	14人
その他	14人	22人	29人	28人	31人

資料：住民課（各年４月１日現在）

（６）保護世帯数等の状況

生活保護世帯数は、令和５年に前年から４世帯増え３７世帯と、過去５年間で最も多くなっています。

表１１ 生活保護世帯の状況

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
世帯数	33世帯	33世帯	35世帯	33世帯	37世帯

資料：健康福祉課（各年２月１日現在）

3 地域団体等の状況

(1) ボランティア団体

令和5年の池田町ボランティア連絡協議会に加入しているボランティア団体数は39団体で、会員数は2,840人です。登録団体数、会員数ともに減少しています。

表 12 ボランティア団体の状況

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
団体数	49団体	47団体	47団体	40団体	39団体
会員数	3,570人	3,487人	3,325人	2,904人	2,840人

資料：池田町社会福祉協議会

(※池田町ボランティア連絡協議会加入団体数及び会員数：各年4月1日)

(2) 福祉委員

福祉委員数は、徐々に減少しており、令和5年では323人となっています。

表 13 福祉委員の状況

令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
338人	331人	330人	329人	323人

資料：池田町社会福祉協議会（各年4月1日）

(3) サロン活動

サロン活動は、コロナ禍が影響し開催回数は大きく減ったものの、コロナ禍が落ち着いてきた令和4年度には29か所、延べ91回開催されています。

表 14 いきいきサロンの開催状況

区分		平成30年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
高齢者	サロン数	54か所	54か所	16か所	17か所	29か所
	延べ回数	361回	342回	32回	35回	91回
障がい者	サロン数	1か所	1か所	0か所	0か所	0か所
	延べ回数	9回	7回	0回	0回	0回

資料：池田町社会福祉協議会（各年度実績）

4 地域福祉についてのアンケート調査

(1) アンケート調査概要

①調査の目的

「やさしさと笑顔があふれ、誰もが生きがいもち、健康で安心して暮らせる、つながりのある福祉のまちづくり」を基本理念とした「しあわせ福祉プランいけだⅢ」の計画を見直すにあたり、より充実した計画づくりに役立てる資料として、調査を実施しました。

②調査対象

池田町在住の満18歳以上の方から、500人の方を無作為抽出

③調査期間

令和5年9月から令和5年10月

④調査方法

- ・郵送による配布
- ・郵送による回収

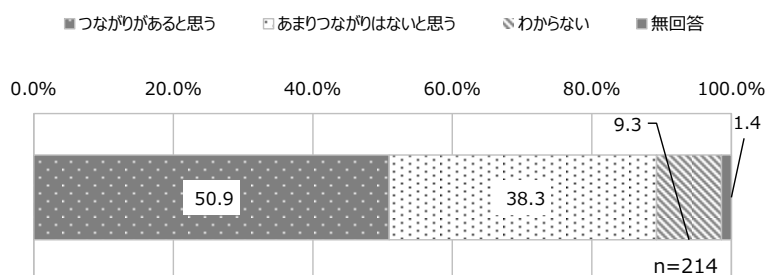
⑤回収状況

配布数	有効回答数	有効回答率
500通	214通	42.8%

(2) アンケート調査結果

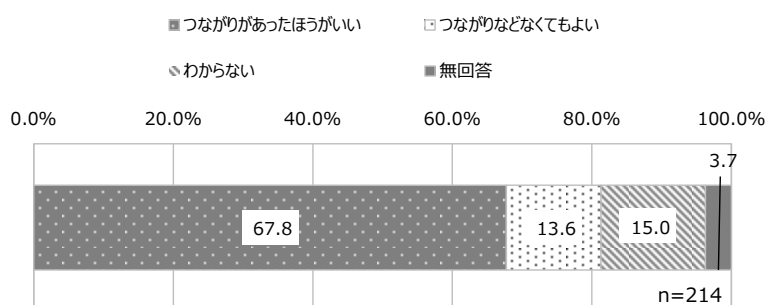
① 地域とのつながりに有無について

地域とのつながりの有無について、「つながりがあると思う」の割合が 50.9%と最も高く、次いで「あまりつながりはないと思う」の割合が 38.3%となっています。



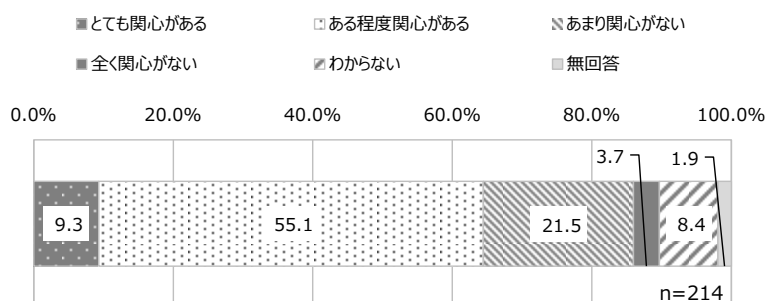
② 地域とのつながりの意向について

地域とのつながりの意向について、「つながりがあったほうがよい」の割合が 67.8%と最も高くなっています。



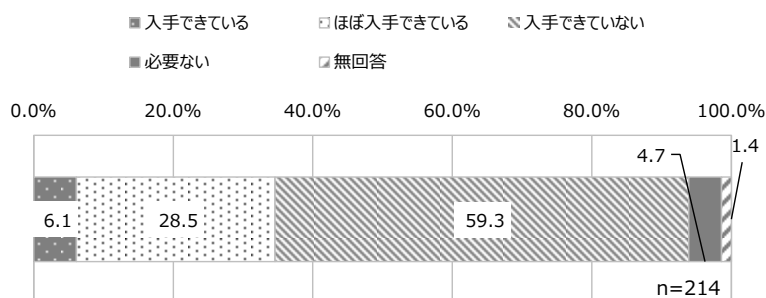
③ 福祉についての関心

福祉についての関心は、「とても関心がある」と「ある程度関心がある」を合わせた「関心がある」の割合が 64.4%、「あまり関心がない」と「全く関心がない」をあわせた「関心がない」の割合が 25.2%となっています。



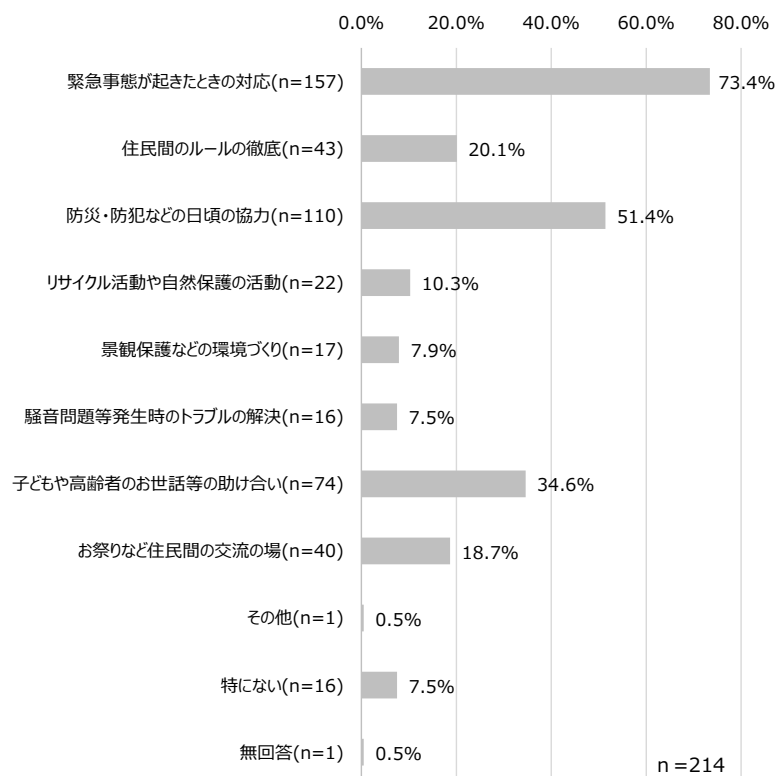
④ 福祉に関する情報の入手状況

福祉に関する情報の入手状況について、「入手できていない」の割合が 59.3%と最も高く、次いで「ほぼ入手できている」の割合が 28.5%、「入手出来ている」の割合が 6.1%となっています。



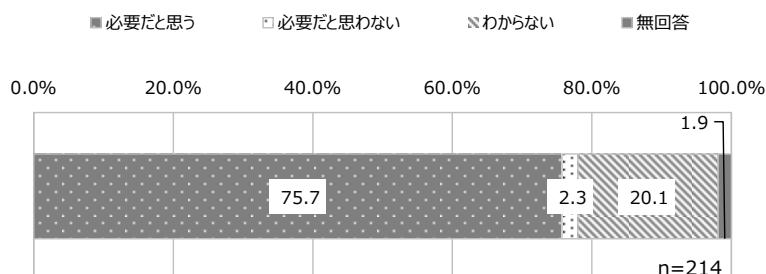
⑤ 地域社会の役割について期待すること

地域社会の役割について期待することは、「緊急事態が起きたときの対応」の割合が 73.4%と最も高く、次いで「防災・防犯などの日頃の協力」51.4%、「子どもや高齢者のお世話等の助け合い」34.6%となっています。



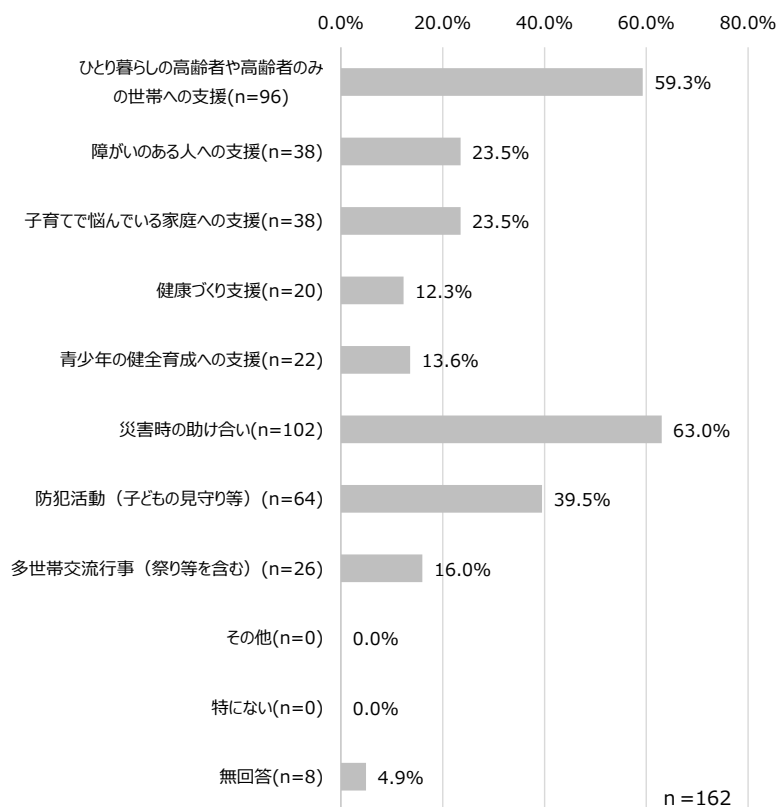
⑥ 地域社会の生活における問題への住民相互の自主的な協力関係の必要性

地域社会の生活における問題への住民相互の自主的な協力関係の必要性について、「必要だと思う」75.7%と最も高く、次いで「わからない」の割合が 20.1%となっています。



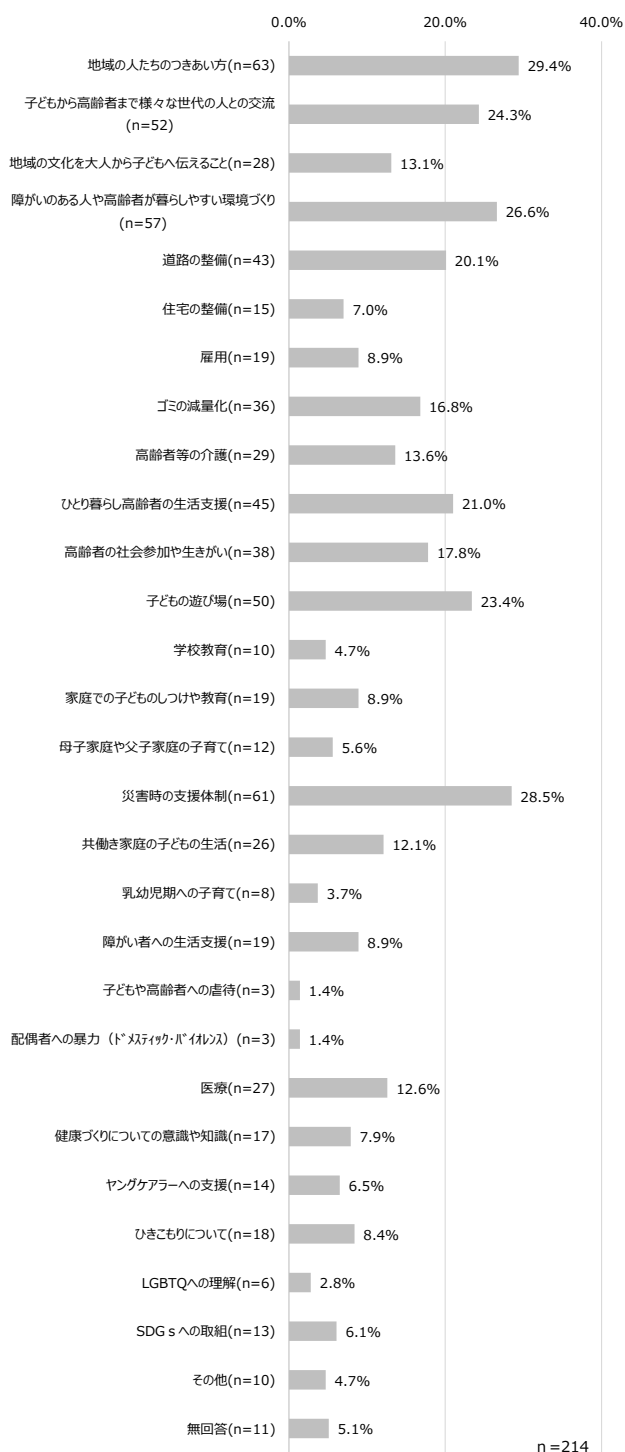
⑦ 地域の人たちが協力して、取り組んでいくことが特に必要な問題

地域の人たちが協力して、取り組んでいくことが特に必要な問題について、「災害時の助け合い」の割合が 63.0%と最も高く、次いで「ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯への支援」の割合が 59.3%、「防犯活動（子どもの見守り等）」の割合が 39.5%となっています。



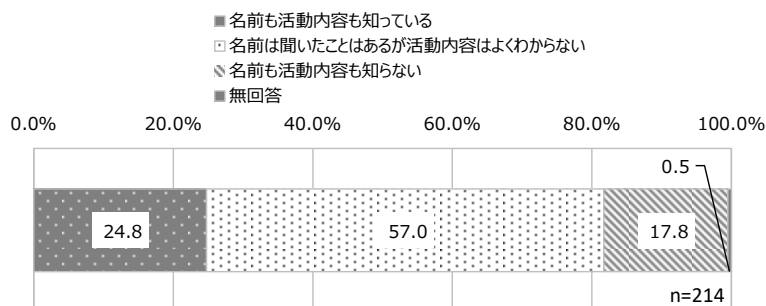
⑧ 居住地域において課題や問題と感じていること

居住地域において課題や問題と感じていることは、「地域の人たちとのつきあい方」の割合が 29.4%と最も高く、次いで「災害時の支援体制」の割合が 28.5%、「障がいのある人や高齢者が暮らしやすい環境づくり」26.6%、「子どもから高齢者まで様々な世代の人との交流」24.3%となっています。



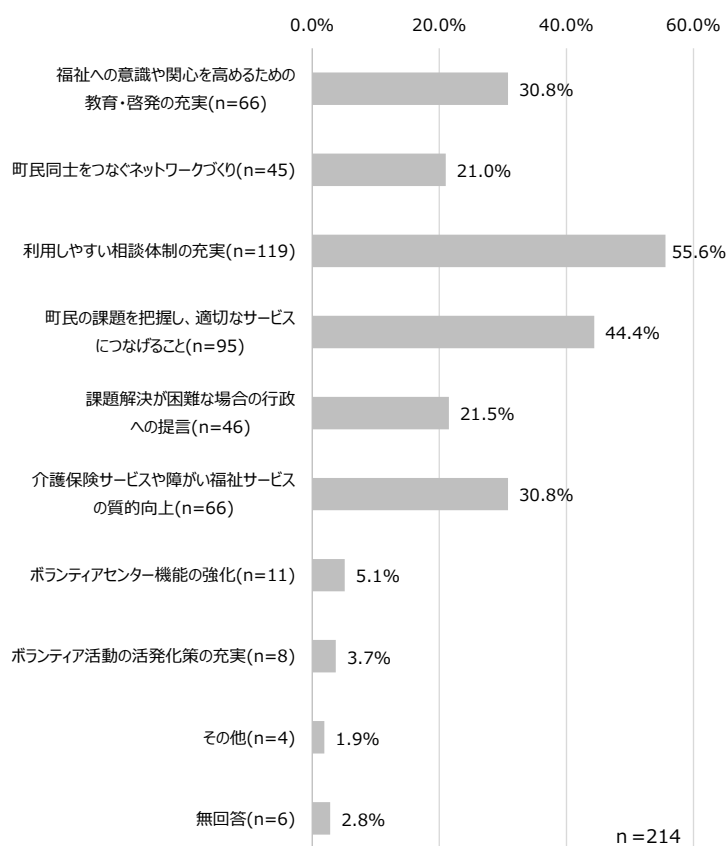
⑨ 池田町社会福祉協議会の認知度

池田町社会福祉協議会の認知度について、「名前は聞いたことがあるが活動内容はよく分からない」の割合が 57.0%と最も高く、次いで「名前も活動内容も知っている」の割合が 24.8%、「名前も活動内容も知らない」の割合が 17.8%となっています。



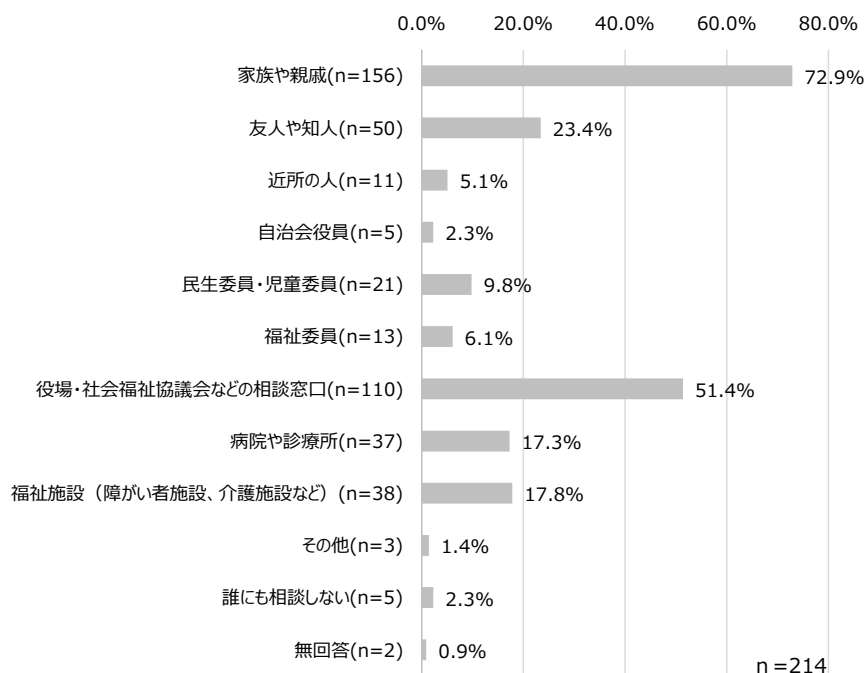
⑩ 社会福祉協議会が果たすべきと思う役割について

社会福祉協議会が果たすべきと思う役割について、「利用しやすい相談体制の充実」の割合が 55.6%と最も高く、次いで「町民の課題を把握し、適切なサービスにつなげること」の割合が 44.4%、「福祉への意識や関心を高めるための教育・啓発の充実」「介護保険サービスや障がい福祉サービスの質的向上」の割合が 30.8%となっています。



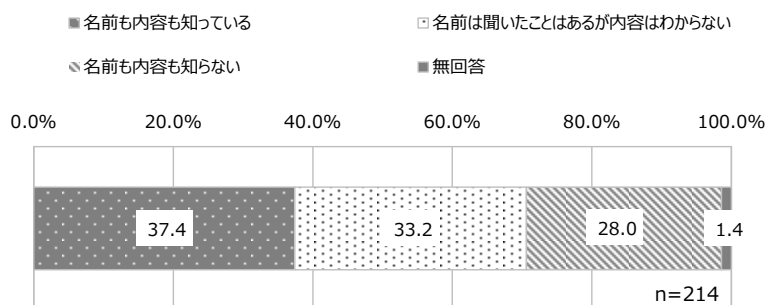
⑪ 福祉サービスが必要となったときの相談先について

福祉サービスが必要となったときの相談先について、「家族や親戚」の割合が72.9%と最も高く、次いで「役場・社会福祉協議会などの相談窓口」の割合が51.4%、「友人や知人」の割合が23.4%となっています。



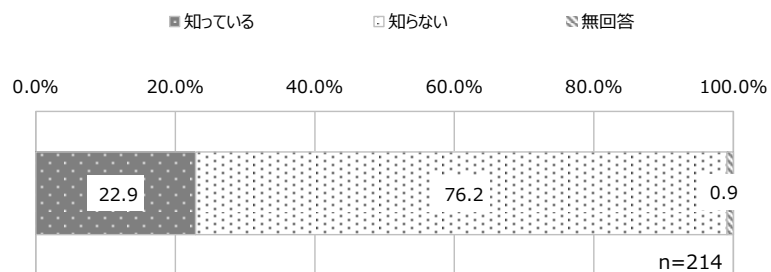
⑫ 成年後見制度の認知度について

成年後見制度の認知度について、「名前も内容も知っている」の割合が37.4%と最も高く、次いで「名前は聞いたことがあるが内容は分からない」の割合が33.2%、「名前も内容も知らない」の割合が28.0%となっています。



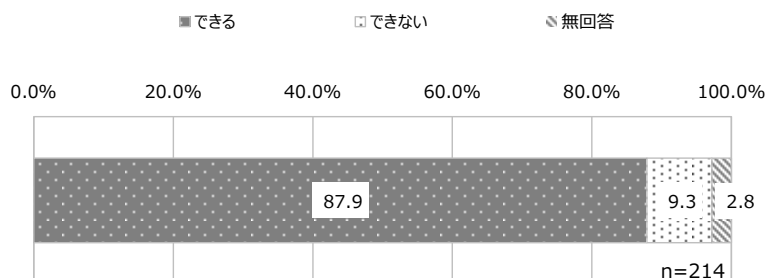
⑬ 再犯防止推進法について

再犯防止推進法の認知度について、「知らない」の割合が 76.2%と最も高く、次いで「知っている」の割合が 22.9%となっています。



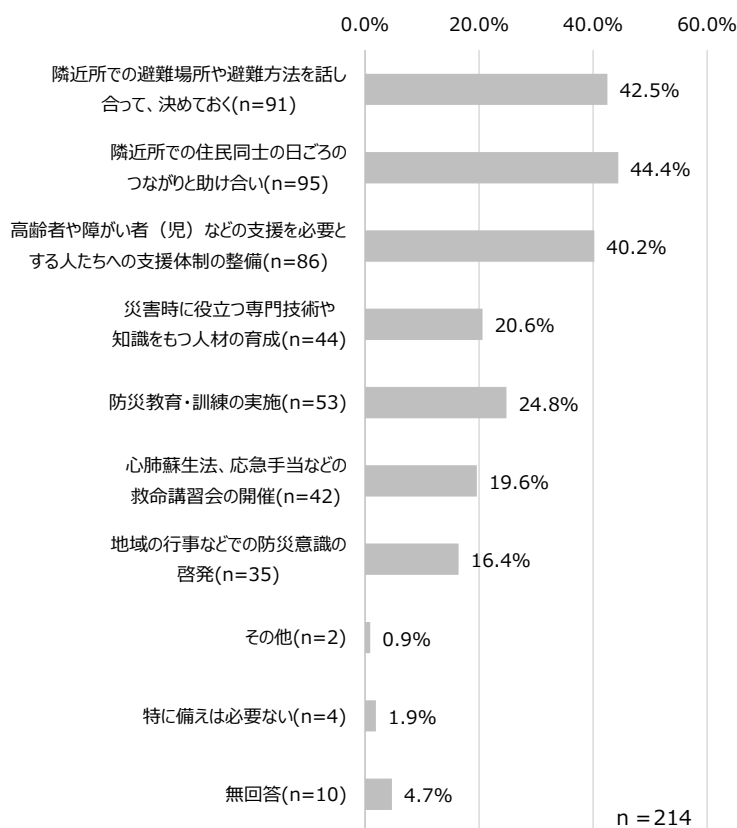
⑭ 災害の時に自力で避難することができるか

災害の時に自力で避難することができるかについて、「できる」の割合が 87.9%、「できない」の割合が 9.3%となっています。



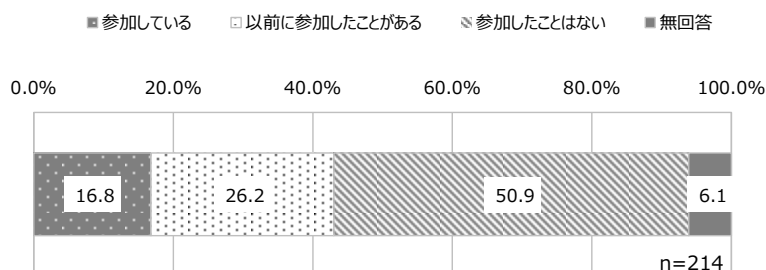
⑮ 大地震などの災害に備えて、地域で必要だと思う備え

大地震などの災害に備えて、地域で必要だと思う備えは、「隣近所での住民同士の日頃のつながりと助け合い」の割合が 44.4%と最も高く、次いで「隣近所での避難場所や避難方法を話し合っ、決めておく」の割合が 42.5%、「高齢者や障がい者（児）などの支援を必要とする人たちへの支援体制の整備」40.2%となっています。



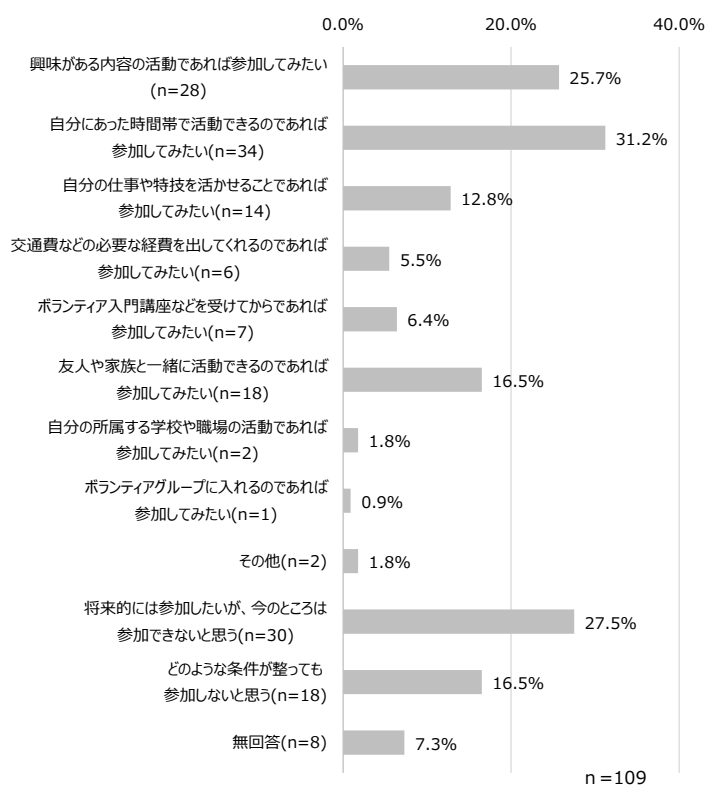
⑩ ボランティア活動への参加状況

ボランティア活動への参加状況について、「参加したことはない」の割合が 50.9%と最も高く、次いで「以前に参加したことがある」の割合が 26.2%、「参加している」の割合が 16.8%となっています。



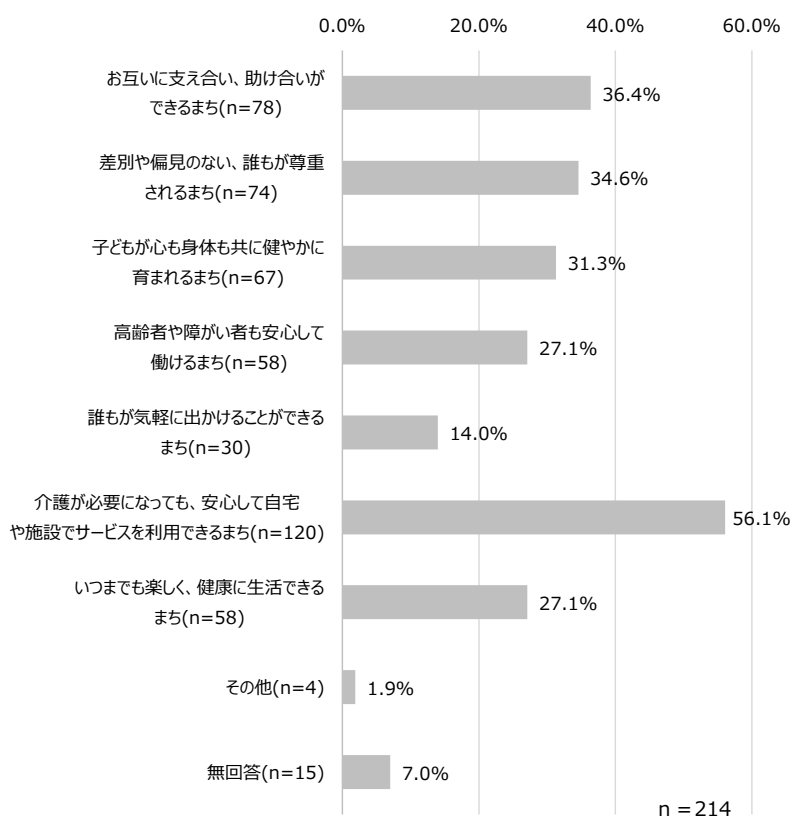
⑪ どのような条件が整えばボランティア活動へ参加するか

どのような条件が整えばボランティア活動へ参加するかについて、「自分にあった時間帯で活動できるのであれば参加してみたい」の割合が 31.2%と最も高く、次いで「将来的には参加したいが、今のところは参加できないと思う」の割合が 27.5%、「興味がある内容の活動であれば参加してみたい」の割合が 25.7%となっています。



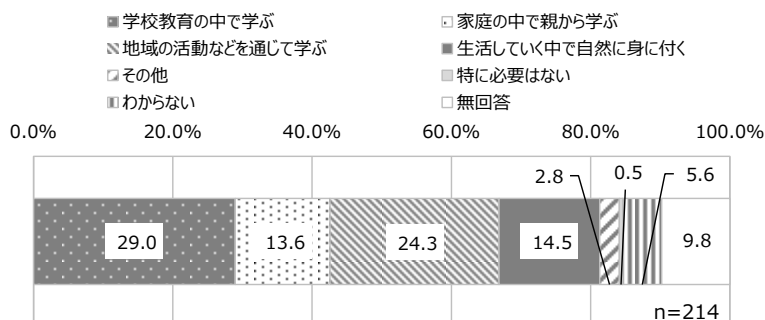
⑱ 池田町をどのような『福祉のまち』にしたいか

池田町をどのような「福祉のまち」にしたいかについて、「介護が必要になっても、安心して自宅や施設でサービスを利用できるまち」の割合が 56.1%と最も高く、「お互いに支え合い、助け合いができるまち」の割合が 36.4%、「差別や偏見のない、誰もが尊重されるまち」の割合が 34.6%、「差別や偏見のない、誰もが尊重されるまち」の割合が 34.6%となっています。



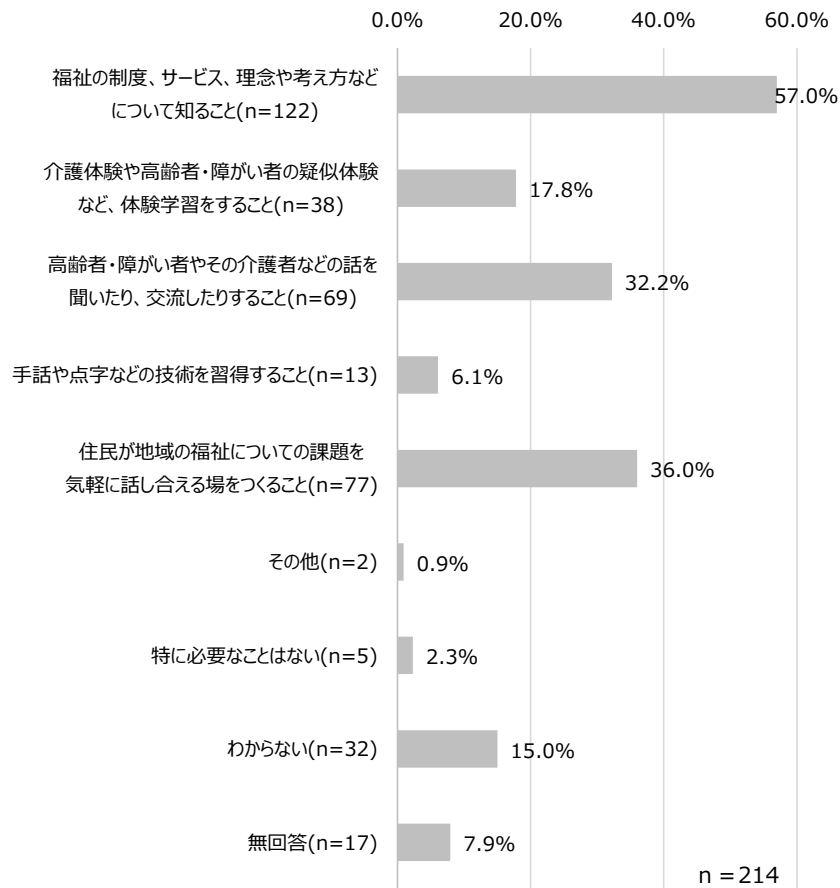
⑲ 子どもたちに対する福祉教育の望ましい実施方法

子どもたちに対する福祉教育の望ましい実施方法について、「学校教育の中で学ぶ」の割合が 29.0%と最も高く、次いで「地域の活動などを通じて学ぶ」の割合が 24.3%となっています。



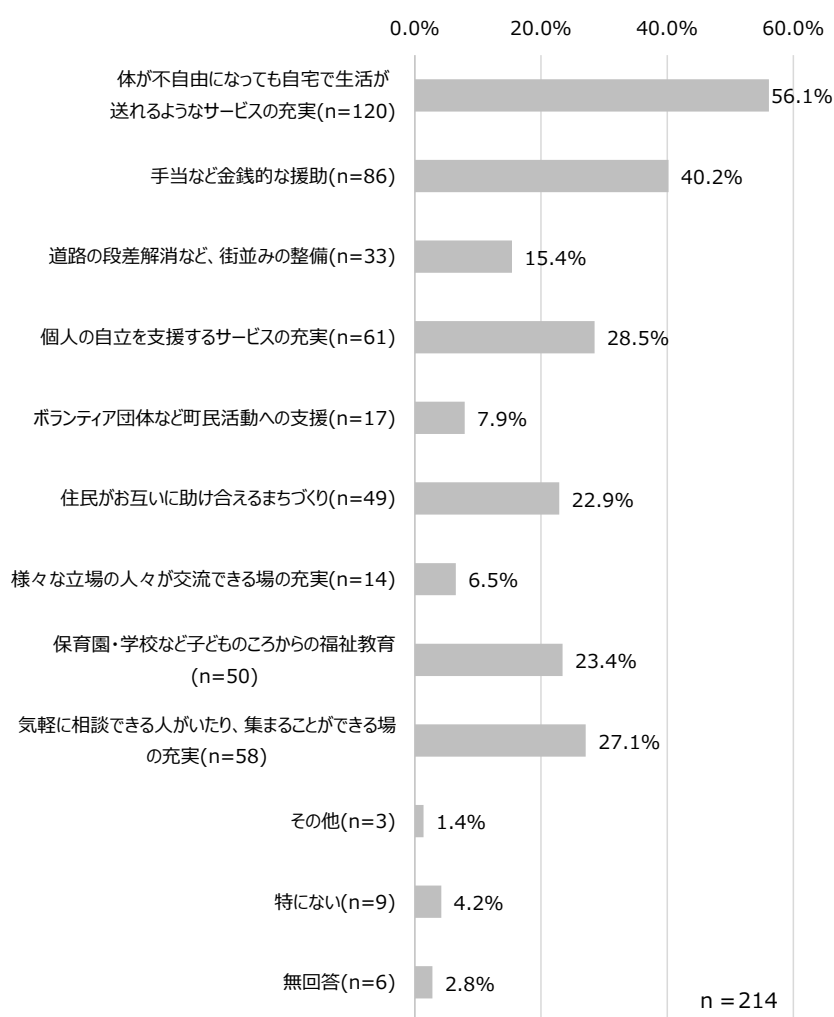
⑳ 住民が福祉について理解を深めるために必要だと思うこと

住民が福祉について理解を深めるために必要だと思うことについて、「福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて知ること」の割合が 57.0%と最も高く、次いで「住民が地域の福祉についての課題を気軽に話し合える場をつくること」の割合が 36.0%、「高齢者・障がい者やその介護者などの話を聞いたり、交流したりすること」の割合が 32.2%となっています。



②① これからの池田町の福祉が重点にすべきだと思うこと

これからの池田町の福祉が重点的にすべきだと思うことは、「体が不自由になっても自宅で生活が送れるようなサービスの充実」の割合が 56.1%と最も高く、次いで「手当など金銭的な援助」の割合が 40.2%、「個人の自立を支援するサービスの充実」28.5%、「気軽に相談できる人がいたり、集まることができる場の充実」27.1%となっています。



5 地区福祉懇談会での意見

各地区において、「誰もが安心して暮らし続けることができる地域づくりのために」と題し、自分たちが住む地域の特徴（長所、課題）を確認し合い、安心して暮らし続けるためには、どのようなまちにしたいか。どんな取り組みをしていけばよいかについてグループワークを行いました。

地区名	開催日	場所	参加者数
宮地	令和 5 年 10 月 13 日	宮地公民館	32 人
養基	令和 5 年 9 月 20 日	養基公民館	26 人
中	令和 5 年 9 月 26 日	ゆうごう・ほっと館	32 人
西	令和 5 年 9 月 16 日	西公民館	44 人
東	令和 5 年 10 月 24 日	東公民館	46 人
池野	令和 5 年 9 月 17 日	中公民館	40 人
八幡	令和 5 年 10 月 25 日	八幡公民館	37 人
		計	257 人

【地区福祉懇談会での意見要約】

① 地区（区）の長所

項目	意見
良い環境	・ 緑が多く過ごしやすい ・ 自然が豊かで静かである ・ 四季折々の季節が感じられてよい
ご近所付き合い	・ 朝の挨拶が出会った人同士でできる ・ 近所の方とのつながりがしっかりしている ・ 隣同士の見守りがある
施設（商業・病院等）	・ 駅、スーパー、クリニックが近い ・ 医療関係の施設が多い ・ 公的施設、公立学校などが近くにあって便利だ
防犯・防災	・ 災害が少ない ・ 治安が良い
公共サービス	・ 高齢者に対するサービスが充実している ・ 公園が美しく保たれている ・ 区の中の公共の場所がきれいである
地域活動	・ ボランティアへの参加率が高い ・ 区長さんを中心に区役員の方々が区のために良く活動してもらえる

	・ お宮掃除や川さらえなど地区で協力しあっている ・ 行事に対して協力的である
その他	・ 温かい人が多い ・ 道路の清掃、草取りをしている ・ 温泉の泉質がいい

② 地区（区）の課題

項目	意見
地域活動	・ 役員のなり手がいない ・ コロナの３年で地域行事の参加者が減少している ・ 町、区の行事が多く、一方で後継者がいないので負担が増えて継続できるか不安である ・ 行事の参加者が偏っている
高齢化・少子化	・ 独居の方への SOS 時の対応に不安である ・ 老老介護で病院へ連れていくのも大変である ・ 独居者・独居見込者が多くなっているように感じる ・ 子どもが少なくなりにぎやかさが減っている
ゴミ	・ ゴミ捨てのルールを守らない人がいる ・ ゴミの分別が煩雑である ・ 犬の糞の後始末がしていないことが多い
空き家問題	・ 空き家が増えている ・ 放置されたままの空き家がある ・ 空き家が多く、樹木のはみだしや野生動物被害で迷惑している
交通	・ 交通の便がもう少しよければありがたい ・ 工場が多くできて狭い道路でスピードを出して走る車両が増えた
施設（商業・病院等）	・ 子どもの遊び場が少ない ・ 揖斐病院移転による交通手段の代替が問題である
世代間交流	・ 若者の意見が聞こえない ・ 人のかかわりが少なくなり、近所付き合いが少なくなった ・ いきいきサロンに年寄りだけでなく若者も来て欲しい
買い物難民	・ 車を運転できなくなった時の手段が不安である ・ 運転ができないので、買い物、病院に困る

③ どんな取り組みがあると良いか

分類	どんな取り組み
公共サービス	・ 困りごとの相談マップが欲しい ・ いろいろな学びの教室を作って欲しい ・ 在宅でのサービスを充実して欲しい
公共施設	・ 車いす、ストレッチャーを配置して欲しい ・ 子どもやお年寄り向けのベンチのある広場が欲しい ・ 常設の集会場があるとよい
買い物	・ 移動販売車を導入して欲しい ・ 買い物の配達サービスがあるとよい ・ 買い物の出前事業があるとよい
地域ネットワークの拡充	・ 隣近所で顔が見える関係をつくる ・ みんなが気軽に集まれる場所、機会を作る ・ 日常的な挨拶や会話を大切にする
見守り・助け合い活動	・ 隣近所での声掛け・助け合い活動 ・ 生活弱者を見守るサークル活動 ・ 区の中でのボランティア活動
防災・防犯対策	・ 災害時の避難活動の組織づくり ・ 防犯カメラの設置 ・ 定期的な防災訓練の実施
独居・高齢者・障がい者へのフォロー	・ ネットワークの充実 ・ 買い物相談 ・ 行事に参加できない人へのサービス充実
世代間交流	・ 世代を超えた交流できる場所をつくる ・ 若者から老人まで参加できるレクリエーションの場をつくる
交通	・ いけタク以外の気軽に利用できるサービス ・ 高齢者の移動手段を充実させる事業
その他	・ 地域の情報が共有できるシステム ・ 医療施設の充実 ・ 空き家の管理

④ 取り組んでいること、取り組めると良いと思うこと

取り組んでいること	取り組めると良いと思うこと
・ご近所さんとの声かけ、挨拶 ・子どもたちへの声掛け ・見守りの方へ声かけ、話を聞く ・顔なじみの人に頼まれて買い物と一緒に 行く ・一人暮らしの高齢者への声かけ ・独居の人への配り物は対面で渡すように 心がけている ・小学生の方から挨拶してくれるため挨拶し ます。今後も続けていけると良い ・近所との助け合い ・近所付き合いを大切にする ・買い物へ行く際に、一人暮らしの人に声か けし買ってきてあげる ・一人暮らしの人に声をかけたりお茶に誘っ たりしている ・いきいきサロンの開催 ・福祉活動に積極的に取り組んでいる ・区で防災訓練をしている ・老人会の会合にできるだけ参加する ・地域の催しに参加する ・犬の散歩をしながらの地域の見守り ・グランドゴルフで多くの人達と運動し話した り、笑ったりする ・地区総出の除草作業 ・神社掃除を月 1 回行っている	・区の公民館に団らんスペース、有効活用を考 える ・見守り活動の継続 ・シニア、子育てに対する「なんでも相談員」を 設ける ・不要品の回収、寄贈の場（イベント等） ・姉妹地区等をつくり、町内での交流を高める ・防災訓練を行う、また、新しい訓練を取り入 れるなど工夫したい。 ・公民館などでの子どもキャンプ、災害に備えて の「炊き出しごっこ」のようなことができないか ・ワンコインカフェ、いきいきサロン、多世代ふれあ い会活動などの充実 ・中高生をボランティア活動に協力してもらうよう に働きかける ・伝統行事の継承 ・地域の草刈り、ゴミ拾いを日常の中に取り入 れ、自然に行えるような環境づくりをしたい ・若い世代の人達が興味のある行事を考えたい ・小学校、中学校、父兄、区民が全員参加す るクリーンカンバック作戦 ・高齢者の定期的な様子伺い ・子ども食堂を知ってもらい増やせるとよい ・女性の参加を増やす ・「お互い様」が原則の自治会活動 ・地区役員の仕事の見直し ・住宅地内の車両スピード規則 30km 厳守 ・おせっかいおじさん、おばさんをつくる ・連絡網の確立（LINE 活用）

第3章 地域福祉推進計画の基本的な考え方

池田町第六次総合計画において、「ふれあいが未来を育む、人と人がつながり合い成長する都市へ」を町のめざす将来像として掲げています。アンケート結果においても「住民相互の自主的協力関係の必要性」を感じている方の割合が多く（75.7%）、また、地域社会の役割として期待することとして「日頃の協力（防災・防犯・子ども、高齢者のお世話等）」（86.0%）を挙げる方の割合が多いことから、地域の『つながり』を大切にしたいという住民の皆さんの希望が見えてきます。

池田町では、このようなアンケートや地区福祉懇談会を実施した結果、普段の散歩から地域活動参加まで、「地域で暮らすこと」＝「つながり」であることを再認識し、世代や性別など、全ての垣根を超えて、誰もがいきいきと安心して暮らすためには、そこに暮らす住民の皆さんが強く「つながり」合い、その「つながり」を常に認識できるようになることが重要であると考えます。

本計画の基本理念については、住民や地域の「つながり」を重要な視点として、前計画の「やさしさと笑顔があふれ、誰もがいきいきをもち、健康で安心して暮らせる福祉のまちづくり」の基本理念を引き継ぎながら、より強く「つながり」合うために、住民「参加」による自助・互助・共助の体制づくりと地域住民・各団体・ボランティア等による「協働」のまちづくりを進め、お互いに支え合う「共生」の地域社会を引き続きめざします。

〔基本理念〕

♥しあわせ♥
つながり合い、お互いに **幸福** を分けあい、受け取れるまちづくり

1 基本目標

基本理念の実現に向けて、本計画の3つの基本目標を掲げます。

(1) **いつでも互いに気にかけて合えるまちづくり(共生)**

地域課題を解決するには、住民・地域・町が連携し相互に協力をしながら進めることが重要です。地域課題を、地域の住民が自らの課題として捉え解決を試みることができるよう、意識醸成や地域づくりに必要な働きかけや支援を行っていきます。

そのためには、高齢者、障がい者、子ども等とふれ合える機会の充実、学校教育の場において福祉を学ぶ機会の充実、ボランティア活動などを体験できる機会の充実等、多様な福祉教育の充実を進めます。さらに、さまざまな啓発活動を通じて、「いつでも互いに気にかけて合える」共生のまちづくりを引き続き進めます。

(2) **けんこうで生きがいをもって生活を営めるまちづくり(参加)**

地域におけるさまざまな生活課題に対応するため、地域における支え合いのしくみを構築します。また、地域活動やボランティア活動に対する支援を行い、地域住民が「健康な生活を営める」体制づくりを強化します。

さらに、生活保護世帯への対応や、制度の狭間にある支援を必要とする人や虐待等の被害にあっている人に対する支援を行うとともに、各種福祉サービスの質の向上に努めます。

また、多様化・複雑化する生活課題に対応するため、専門機関との連携など総合的な相談支援体制を充実します。

(3) **だれもが幸福を分け合えるまちづくり(協働)**

高齢者や障がいのある人をはじめ、誰もが地域で安心して暮らしていくため、地域における防犯・防災活動を推進するとともに、権利擁護の推進等、人として尊厳をもって生活できる体制づくりを進めます。

また、健康寿命の延伸に向けて、地域での健康づくりや介護予防の充実を図るとともに、在宅医療の質や機能の向上・強化を図ります。そのために、医療機関や介護・福祉等他職種での連携体制を構築し、在宅医療の普及と定着を目指します。

2 計画と SDGs

SDGs（Sustainable Development Goals の略）とは、「持続可能な開発目標」を指す言葉で、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12 年（2030 年）までに達成するために掲げた国際目標です。SDGs は、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓い、持続可能な世界を実現するための目標とターゲットから構成されています。この SDGs を達成するための取組が、日本を含め各国で進められており、地方自治体においても、各種計画の策定や方針の決定にあたっては、SDGs の理念を最大限反映させることが重要となっています。

本町では、「池田町第六次総合計画」において、基本施策と SDGs の各目標との結びつきを整理することで、特に注力すべき政策課題の明確化や地域課題の解決を一層促進することとしています。

福祉分野の上位計画となる本計画においても、「池田町第六次総合計画」に連動し、SDGs の 17 のゴールと関連付け、施策の展開を図ります。



3 施策の体系

〔 基本理念 〕

〔 基本目標 〕

〔 基本方針 〕

〔 施策の方向 〕

つながり合い、お互いに幸福を分けあい、受け取れるまちづくり

基本目標Ⅰ
いつでも互いに
気かけ合える
まちづくり《共生》

(1) 高齢者の生きがい
づくりを支援します

① いきがい活動の支援
② 介護予防の充実

(2) 障がいの有無に関係なく
つながり合えるまちづくりを
すすめます

① 障害福祉サービス等の充実
② 心のバリアフリー化の推進
③ 障がい福祉サービス事業所等への支援

(3) 子育て世帯にやさしい
まちづくりをすすめます

① 子育て支援の拡充
② 子どもの安全対策

(4) 福祉教育、福祉啓発
活動を推進します

① 学校等における福祉教育の推進
② 多様な体験学習機会の充実
③ 啓発事業の充実

基本目標Ⅱ
けんこうで生きが
いをもって生活を
営めるまちづくり
《参加》

(1) 包括的な支援体制を
構築します

① 相談支援体制の充実
② 地域での助け合いの推進
③ 民生児童委員活動、福祉委員活動の
充実等

(2) ボランティア活動への
参画を推進します

① ボランティア・市民活動への支援と
参加促進
② 地域福祉リーダーの育成

(3) 地域の「つながり」の強化
につとめます

① サロン活動、交流機会の充実
② 地域活動の支援

(4) サービス提供体制を
充実します

① 福祉サービス提供者の資質の向上
② サービスを受けやすい体制の充実

基本目標Ⅲ
だれもが幸福を
分け合えるまちづ
くり《協働》

(1) だれもが安心して生活
できる地域をつくれます

① 防災対策の充実
② 災害時支援体制の充実
③ 生活支援の充実
④ 地域防犯活動の充実

(2) 人として尊厳をもって
生活できる地域をつくれます

① 権利擁護支援（成年後見制度の
利用促進、虐待の予防等）

(3) 当事者組織を支援し
協働活動を展開します

① 当事者家族及び組織の活動支援

(4) 保健、医療、福祉の
連携強化につとめます

① 地域ケア会議の充実
② 地域健康づくりの推進

第4章 地域福祉推進への取り組み内容

基本目標Ⅰ いつでも互いに気にかけて合えるまちづくり《共生》

(1) 高齢者の生きがいづくりを支援します

①いきがい活動支援

現状と課題

- ボランティア活動を行っている方の高齢化が進み、また、人材不足による再雇用の高まりもあり、ボランティア活動をしてみたいと考える高齢者の減少が続いています。
- シルバー人材センターの定例講習会について、コロナ禍中は中止していましたが、その後再開しました。参加者は一定数集まるものの、草刈り等の需要は多くあり、需要に対応できるよう参加者数を増やすことが課題です。
- 地域福祉についてのアンケート調査では、住んでいる地域における課題や問題について、「高齢者の社会参加や生きがい」を挙げている方の割合が60歳以上で高くなっており、今後さらに高齢化が進む中、高齢者の社会参加や生きがいづくりを充実していくことが大切です。

基本的な方向

- 高齢者の生きがい活動につながる講座を開催し、社会参加や生きがいづくりの充実を図ります。
- シルバー人材センターで就労機会につながる講習会を開催することで、高齢者の社会参加や生きがいづくりにつなげます。

実施計画

取り組み		実施主体	事業計画				
			2024	2025	2026	2027	2028
①ボランティア、シニアリーダーなどの養成	【地域福祉（ボランティア）入門講座の開催】 ・ボランティア活動の地域福祉活動をしてみたいと考えている人を対象とした入門講座の開催。 ・多様化する生きがいに応じた幅広い内容による講座の開催	・社会福祉協議会	○	○	○	○	○
②シルバー人材センターの会員確保と活動の拡大	【講習会の実施】 ・夏は草刈り機操作講習会、秋は庭木の剪定講習会など	・シルバー人材センター	○	○	○	○	○

②介護予防の充実

現状と課題

- 町内のNPO法人、社会福祉法人、医療法人等に委託し、年度を通じて介護予防事業を実施し、自身に合った内容の事業を選んでもらうことで、介護予防のための取り組みを支援しています。
- 委託事業所同士の交流会をおこない、情報交換や学び合いをおこなっています。
- 令和3年度から介護予防事業への新規参加者の増加を目指し、シールラリー事業を実施しています。新規参加者の獲得が課題となっています。
- 専門職による講師の派遣は、健康体操や感染症予防等の身近に気になることを聞ける機会として、いきいきサロンの皆さんに好評いただいています。ただし、土日にサロンを開催する福祉会が増え、講師派遣の都合が合いづらい現状があります。
- 講師派遣に登録のない地域の方独自のネットワークで、講師を頼んでいる場合もあり、地域の方々から情報を得て、新しい団体や講師を発掘する必要があります。
- 地域福祉についてのアンケート調査では、福祉についての関心の中で、「ひとりで暮らしている高齢者や高齢者夫婦のみ世帯の福祉に関すること」、「介護の必要な高齢者福祉に関すること」の割合が高く、また、5割超の人が、「介護が必要になっても、安心して自宅や施設でサービスを利用できるまち」にしたいと回答しており、高齢者の方が安心して利用できる福祉・介護サービスの充実を図っていくことが重要です。

基本的な方向

- 広報・ホームページの掲載、カフェやいきいきサロン等での啓蒙等の活動を通し、普及効果を積み上げていきます。
- 介護予防手帳活用を促進します。
- シールラリー事業の普及を図ります。
- いきいきサロン等で地域の方独自のネットワークで頼まれている講師やボランティアの方についての情報をえて、地域で活躍されている方を発掘します。加えて他の福祉会の情報を得られるよう、HP・広報・地域福祉活動関係者の交流会等で積極的に情報を発信します。
- 介護予防事業や事業所交流会を継続実施し介護予防活動の支援・充実に努めます。

実施計画

取り組み		実施主体	事業計画				
			2024	2025	2026	2027	2028
②地域福祉 活動での介護予防活動への支援	【介護予防事業の実施】 【介護予防事業所交流会】 【運動機能向上事業】 ・運動講師を地域のいきいきサロン等に派遣 【地域型介護予防事業】 ・専門職を地域いきいきサロンへ派遣 【サロンへの講師派遣一覧の紹介】 ・広報・ホームページ・サロンにおける講師派遣紹介等の充実	・地域包括支援センター ・社会福祉協議会	○	○	○	○	○

(2) 障がいの有無に関係なくつながり合えるまちづくりをすすめます

① 障害福祉サービス等の充実

現状と課題

- 「声の広報（視覚障がい者に向けた広報内容を CD に音声録音し毎月配布）」利用者増を図りました。（令和 5 年 1 2 月 配布実績：3 件）
- 社会福祉協議会の広報紙にてふれ愛の家や放課後等デイサービスの事業内容等、個人情報に配慮しながら掲載しています。
- オンライン研修等を活用し、障がい福祉に携わる職員の資質向上に努めています。
- 令和 3 年にふれ愛の家の増築工事終了し、利用定員数の増加を図りました。
- 障がいを有する方の社会的自立を目指して宿泊訓練（ふれあいホーム事業）を実施しています。しかし、事業内容を知らない方が多く、利用が少ない状況です。
- 地域福祉についてのアンケート調査では、福祉教育として行われるべきこととして、「子どもが高齢者や障がい者等と交流できる機会を増やすこと」の割合が 4 割強と高く、交流の機会等の充実が求められています。

基本的な方向

- 障がい者交流の場の提供を事業継続するとともに、ボランティア参加者及び団体等事業遂行に必要な人材・団体の確保に努めます。また、利用者拡大のための広報活動を積極的に推進します。
- 今後も広報等で地域住民に対して障害者総合支援法に基づく施策や、福祉サービス、放課後等デイサービスの周知を図っていきます。
- ふれあいホーム事業の内容を知っていただくための情報発信をします。

実施計画

取り組み		実施主体	事業計画				
			2024	2025	2026	2027	2028
①障害者総合支援法に基づく施策や福祉サービスの広報と理解	【障がい者への広報】 ・ 町広報、ホームページによる広報 ・ サービス一覧などわかりやすい広報・周知	・ 池田町	○	○	○	○	○
②障がい者交流の場の提供	【障害者福祉連合会イベント事業】 ・ 障がい者福祉の集い	・ 社会福祉協議会 ・ 障害者福祉連合会	○	○	○	○	○

③放課後等デイサービスの充実	【放課後等デイサービス事業の充実】 ・ 地域住民に対する事業周知 ・ 広報・職員資質向上のための研修会等の実施	・ 社会福祉協議会	○	○	○	○	○
④障がい者の自立支援	【ふれあいホーム事業】 ・ ふれ愛の家利用者及び障がい者の日常生活の自立を支援 ・ ふれあいホーム事業に関する情報発信	・ 池田町 ・ 社会福祉協議会	○	○	○	○	○

②心のバリアフリー化の推進

現状と課題

- 小中学生を対象とした福祉出前講座の中に、「手話講座」「聴覚障がい理解」「車椅子体験」等の講座メニューを企画し行っていますが、講座開催のための講師の確保や、興味を持って参加してもらうための効果的な広報・周知が課題となっています。
- 岐阜県主催の障がい関連研修会への出席や、困難事例等をサービス事業所・教育機関等とともに検討・議論することで、職員の障がいに関する理解促進に努めています。しかし、一般住民の理解促進にまでは繋がられていないことが課題となっています。
- げんき祭でのふれ愛の家のご利用者や来場者とのふれ合いが少ないことが課題となっています。
- 地域住民の障がいに対する理解促進のため「健康・福祉・エコフェアいけだ」において、「手話体験」や「要約筆記体験」等を行いました。
- 社会福祉協議会に対する補助事業を実施することにより、障害者団体等に活動費の補助を行いました。また、研修会やイベント開催を行うことで、障がいを持っている方の社会参加についての啓発等を行いました。
- me,too（カフェ営業）、イベントバザーへの参加しやすい体制づくりが課題となっています。
- 3年に一回、障がい支援のニーズ把握のため3団体にヒアリングを実施しています。
- 人権相談について、6月と12月の推進期間をはじめ、年に7回実施していますが、利用件数の減少が課題となっています。
- 地域福祉についてのアンケート調査では、障がい者福祉に関することに関心がある住民は、10代を除き3割を上回っています。障がい者福祉に関する若年層の理解を深めることが重要です。

基本的な方向

- 障がい関連研修会への積極参加を継続し、今後は職員の理解を基に、広報や窓口等において一般住民に対する障がい理解促進に努めます。
- より多くの方にげんき祭を知っていただき、参加していただけるように広報活動を行っていきます。
- 障がいに対する理解を深めるため、引き続き、「手話体験」や「要約筆記体験」等の福祉体験を行

っていきます。

- ボランティア団体の方の協力を得ながら、ふれ愛の家ご利用者により多く社会参加していただくため、一層の障がいに関する理解促進に努めます。
- 地域の方と交流できる場としてバザー等に出店していきます。
- 人権相談事業を継続し、相談事業利用促進のための広報活動を積極的に行っていきます。

実施計画

取り組み		実施主体	事業計画				
			2024	2025	2026	2027	2028
① 小中学校向けの「福祉出前講座」の開催	【福祉出前講座の開催】 - 小中学校向けに福祉理解のための講座メニューを企画し、出前講座を開催 - 出前講座開催時の人材の確保	社会福祉協議会	○	○	○	○	○
② 障がいなどを理解してもらうための啓発活動	【研修会の開催・参加】 障がいに関する理解を深める	- 池田町 - 社会福祉協議会	○	○	○	○	○
	【げんき祭】 ふれ愛の家利用者（障がい者）と住民とのふれ合い		○	○	○	○	○
③ 障がい者の社会参加	【障がい者福祉団体への支援】 - 障がい者団体の活動費を補助 - イベント開催の支援	- 池田町 - 社会福祉協議会	○	○	○	○	○
	【me,too（カフェ営業）】 就労支援の場として、地域と繋がる場でもある飲食業の運営		○	○	○	○	○
	【イベントバザー等への参加】 バザーを通じて地域との交流を図る		○	○	○	○	○
④ 当事者との福祉懇談会の開催	【当事者団体等への支援】 - 心のバリアフリー化の推進 - 団体ヒアリングの開催	- 池田町 - 社会福祉協議会 - 住民	×	×	○	×	×
⑤ 人権施策の推進	【人権相談所】 - 人権擁護委員による人権相談 - 広報やホームページ等による相談日の周知	池田町	○	○	○	○	○

③障がい福祉サービス事業所等への支援

現状と課題

- 町内事業所利用者を中心に、相談支援を実施しています。相談支援専門員の不足により、西濃圏域の事業所に頼らざるを得ないことが課題となっています。
- 積極的に障害者就労支援事業実施事業所から物品を調達し、障害者の自立を促進するよう努めています。コロナ禍においては目標数値未達でしたが、現在は持ち直しています。

基本的な方向

- 相談支援専門員の育成及び新規配置を図り、サービス利用希望者のニーズ充足のための枠組みを確保します。
- 地域の実情に合わせて調達物品内容・作業量を検討し、積極的に調達を行うことで、さらなる障がい者自立促進を図ります。

実施計画

取り組み		実施主体	事業計画				
			2024	2025	2026	2027	2028
①相談支援の充実	【相談支援事業】 ・障がい福祉サービス利用等についての相談	・池田町	○	○	○	○	○
②物品等の調達推進	【障害者優先調達推進法】 ・障害者就労施設等からの物品等の調達を推進（池田温泉のサウナマットドライクリーニング等）	・池田町	○	○	○	○	○

(3) 子育て世帯にやさしいまちづくりをすすめます

①子育て支援の拡充

現状と課題

- コロナ禍の期間は、地域の子供との交流事業の企画や子育てボランティアの参加ができませんでした。
- コロナ禍の期間は、子育てサークルの活動の自粛や地域住民との交流の場が設けられませんでした。ただし、関係機関との情報交換や共有は継続していました。
- 子育て・就労応援センターを活用して、「子育て世帯の失敗しない仕事探し塾」講座を毎年開催しています。就労に繋がり実績を上げています。
- 保健センターと連携して月1回の子育て世代包括支援会議を実施し、支援の必要な家庭を関係機関につないでいます。
- 育児休業制度、子供の看護休暇制度、時間外労働の制限制度、勤務時間の短縮を民間に促していくノウハウが不足しています。
- 地域福祉についてのアンケート調査では、地域の課題や問題について、「子どもから高齢者まで様々な世代の人との交流」、「子どもの遊び場」の回答の割合が高くなっており、交流の場ならびに交流を通じた地域での子育て支援の充実が求められています。

基本的な方向

- 今後は子育て支援センターと児童館の行事の差別化を図るとともに、子育てボランティアの参加も積極的に募っていきます。
- 子育て支援の更なる拡充として、育児・家事支援事業の実施を予定しています。病児・病後児保育や子育て支援拠点の充実は今までどおり実施していきます。
- 今後も子育て世帯を対象に就労に関する講座や企業訪問・キャリアコンサルティングを実施し、子育て世帯の方の就労に繋げていきます。
- 令和6年度より、これまでの子育て世代包括支援センター機能を拡充する形で、「子ども家庭センター」を設置することに伴い、新旧両センター機能の長所を採用しながらサポートプランを作成していく運営に切り替えていきます。

実施計画

取り組み		実施主体	事業計画				
			2024	2025	2026	2027	2028
①地域の子育て環境づくり	地域の子供との交流事業の企画と参加、子育てボランティアの児童館等の活動参加	- 池田町 - 住民	○	○	○	○	○
②行政、関係機関、地域との連携	- 子育て支援の充実（病児・病後児保育など）、子育て支援拠点施設（児童館など）の整備、子育てサークルの育成 - 地域住民との交流 - 関係機関との情報交換、共有	- 池田町 - 社会福祉協議会	○	○	○	○	○
③子育て世帯の就労支援	- 子育て世帯の就労を支援 - 情報提供や学習会の開催	池田町	○	○	○	○	○
④妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の提供	【子育て世代包括支援センター】 事情の把握、相談支援、支援プランの作成など	池田町	○	○	○	○	○
⑤事業所における就業継続のための支援	育児休業制度、子供の看護休暇制度、時間外労働の制限制度、勤務時間の短縮	- 池田町 - 事業所	×	×	×	×	×

②子どもの安全対策

現状と課題

- 児童福祉施設の運営や整備は、関連する基準法令を遵守し、適切に指摘事項は柔軟に対応しています。重要事案が発生した場合は、保護者説明会を適時開催しています。
- 池田町交通安全協会による朝・夕の街頭指導と、見守りボランティア（交通安全ボランティア）による児童・生徒の登下校時の安全を見守ることで、犯罪の抑止、子どもとボランティアとが互いに面識を持つことにより、地域のつながり強化ができています。しかし、近年、ボランティアのなり手不足が多くの地域で課題として上がっています。
- 民生児童委員を中心として春から夏にかけて全戸訪問を実施しています。その中で、コロナ禍や地域行事の縮小・開催見送りなどを要因として、各家庭の様子が見えにくい状況になってきており、地域実情把握を妨げています。
- 地域福祉についてのアンケート調査では、地域課題への住民相互の自主的な協力において、特に

必要なものとして、「防犯活動（子どもの見守り等）」の割合が 4 割近くとなっており、子どもが犯罪や事故に巻き込まれないよう、子どもの見守りを強化していく必要があります。また、30 歳代で「子育てで悩んでいる家庭への支援」の割合が 5 割超となっており、子育て世代への支援を強化していく必要があります。

基本的な方向

- 保育園等の運営・施設内で生じた事案等に対して第三者評価委員として、地域住民に参加してもらう事を検討し、協力体制を確立していきます。
- 見守りボランティア（交通安全ボランティア）による取組を継続し、ボランティアのなり手不足解消のための取り組みを新たに実施します。
- 今後も民生児童委員を中心に、全戸訪問活動を現状どおり継続し、地域の実情把握について、行政・社会福祉協議会等、関係諸機関と協力・連携を強化していく必要があります。

実施計画

取り組み		実施主体	事業計画				
			2024	2025	2026	2027	2028
①施設内の事件、事故等に対応する体制づくり	- 施設内の連絡体制の整備 - 点検、日ごろから地域住民との連絡を密にし、施設等の状況や実態を認識してもらい協力体制を確立する	池田町	○	○	○	○	○
②地域の見守り強化	- 地域で大人と子供が集まる場を提供し、いつでも声かけができる関係をつくる地域 - 団体の見守りパトロール	- 池田町 - 住民	○	○	○	○	○
③行政、関係団体、地域との連携	行政等によるパトロール、地域や団体による訪問活動	- 池田町 - 民生児童委員 - 住民					

(4) 福祉教育、福祉啓発活動を推進します

①学校等における福祉教育の推進

現状と課題

- 町内小中学校、高校、保育園を福祉協力校・協力園に指定し福祉教育の支援を行っています。
- 町内小中学校に福祉教育機材を貸し出し、福祉教育の充実を図っています。
- コロナ禍により、行事やふれあいいきいきサロンの開催を中止している地区も多くありましたが、コロナ禍が明け、多世代交流が徐々に再開しました。しかし、多世代交流がしづらい状況が続いたことから、再開するための理解や周知が必要です。
- 地域福祉活動（地域行事、いきいきサロン、まごころ弁当配布等）の中での高齢者と園児・児童との交流を進めるために、多世代ふれあい事業補助金を自治会に交付しています。ただ、コロナ禍においては行事の開催が難しく交流が少なくなりました。
- 社会福祉協議会が行っている事業（いきいきサロン、まごころ弁当配布等）に保育園児、小学生等が見学、参加することで交流を図っています。食事サービスにおいては配食する「まごころ弁当」を包むかけ紙を、園児や小学生に書いてもらい、利用者にとっても喜ばれています。
- 地域福祉についてのアンケート調査では、子どもたちに対する福祉教育は、「学校教育」、「地域の活動」のなかで行われるのがよいと回答する人の割合が多くなっています。また、福祉教育として行われるべきことでは、「子どもが福祉に関して学習する機会を増やすこと」の割合が最も高く、4割半ばとなっており、子どもたちからの福祉教育の充実を図ることが重要です。

基本的な方向

- 今後も継続して福祉協力校・福祉協力園への支援を行い、教育機関における福祉教育を推進し、子どもたちの福祉の心を育てます。
- 引き続き、町内小中学校に福祉教育機材を貸し出し、福祉教育の充実を図ります。
- 学齢期の若い世代に対して地域活動について伝えることで、様々な世代の方が交流する場や一緒に活動する機会をつくっていきます。区や福祉会活動に限らず、世代を限定しない気軽に集える場（つどいの場）の創出を促進していきます。
- 今後もボランティア団体等が行う地域福祉活動において、保育園児、小学生が参加交流できるよう支援していきます。

実施計画

取り組み		実施主体	事業計画				
			2024	2025	2026	2027	2028
①町内教育機関の福祉教育活動を支援	【福祉協力校・福祉協力園指定事業】 ・町内小中学校、高校、保育園を福祉協力校、福祉協力園に指定し、福祉教育を支援	・社会福祉協議会 ・町内教育機関	○	○	○	○	○
	【福祉教育機材貸出事業】 ・学校等の福祉教育にて活用できる白杖や点字版等の貸し出しを行う		○	○	○	○	○
②地域福祉活動への園児・児童・生徒の参加	【多世代ふれあい事業】 ・地域で開催される多世代ふれあい事業を通じた福祉教育の充実	・社会福祉協議会 ・ボランティア ・町内教育機関	○	○	○	○	○
	【高齢者との園児、児童との交流事業】 ・多世代交流の推進		○	○	○	○	○
	【ボランティア団体との交流】 ・ボランティア団体との保育園、小学校等が交流し、地域福祉活動を啓発する		○	○	○	○	○

②多様な体験学習機会の充実

現状と課題

- 福祉に関する体験学習の場として、「高齢者疑似体験」、「車いす体験」、ボランティアの協力を得て、「手話体験」等の福祉出前講座を開催しています。講座開催のための講師の確保や、興味を持って参加してもらうための効果的な広報・周知が課題となっています。
- 資格を有する外部講師と連携し、「認知症理解」の出前講座を行いました。
- 福祉教育推進のための人材の確保も困難で、その育成についても十分にできていないのが現状です。
- 地域福祉についてのアンケート調査では、ボランティア活動への参加のきっかけとして、「自治会やPTAなどの関わりから」、「友人・知人、家族などに勧められたから」の割合が3割超となっています。また、ボランティアへの参加について、70歳代を除く全世帯において「参加したことがない」の割合が5割超となっており、ボランティア活動への啓蒙を図るとともに、参加をうながしていく必要があります。

基本的な方向

- 福祉に関する体験学習の場として、今後も様々な福祉体験講座を開催していきます。
- 引き続き、外部講師と連携し講座を開催します。
- 福祉教育推進のために人材の確保・育成に取り組みます。

実施計画

取り組み		実施主体	事業計画				
			2024	2025	2026	2027	2028
①出前講座	【出前講座】 ・福祉の知識の普及・福祉体験等の出前講座を行う・出前講座開催時の人材の確保	・池田町 ・社会福祉協議会	○	○	○	○	○
②健康・福祉・エコフェア等イベントの開催	【健康・福祉関係イベントの開催】 ・イベントを開催し、福祉について考え、理解してもらう	・池田町 ・社会福祉協議会	○	○	○	○	○

③啓発事業の充実

現状と課題

- 体験型講座についてコロナ禍は物品貸し出しのみでしたが、現在は団体からの依頼に応じて講座を開催しています。ただし、アイアイガイド（視覚障がい者向け講座の委託先ボランティア団体）の解散に伴い、視覚障がいに特化した講座は実施困難な状況となっています。
- 「健康・福祉・エコフェアいけだ」等、多くの方が集まるイベントは新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度より中止しています。ただ、コロナ禍前より参加団体の減少と関係者が固定化していることが課題となっています。
- 地域福祉についてのアンケート調査では、ボランティア活動を盛んにするために必要なこととして、「誰でも気軽に参加できるような内容の活動」、「情報を分かりやすく伝えること」の割合が5割超と高くなっています。また、住民が福祉への理解を深めるために必要なことは、「福祉制度、サービス、理念や考え方などについてしること」の割合が6割弱と最も高くなっており、啓発事業に関する情報を分かりやすく伝え、福祉について知る機会を増やしていくことが求められています。

基本的な方向

- 事業継続するとともに、ボランティア参加者及び団体等事業遂行に必要な人材・団体の確保に努めます。

- 「健康・福祉・エコフェアいけだ」等イベント開催を継続しつつ新しい団体を開拓し、サービスや社会資源等、福祉についての理解促進と啓発に努めます。

実施計画

取り組み		実施主体	事業計画				
			2024	2025	2026	2027	2028
①出前講座	【出前講座】 ・福祉の知識の普及・福祉体験等の出前講座を行う・出前講座開催時の人材の確保	・池田町 ・社会福祉協議会	○	○	○	○	○
②「健康・福祉・エコフェアいけだ」等イベントの開催	【健康・福祉関係イベントの開催】 ・イベントを開催し、福祉について考え、理解してもらう	・池田町 ・社会福祉協議会	○	○	○	○	○

基本目標Ⅱ けんこうで生きがいをもって生活を営めるまちづくり

《参加》

(1) 包括的な支援体制を構築します

①相談支援体制の充実

現状と課題

- 行政相談を毎月 1 回開催しています。ただし相談員が高齢化しており行政全般に関する専門的知識を有する人員の確保が課題です。また相談員の知識・スキル向上の機会が少ないため、研修会・勉強会等相談員の資質向上の機会が必要となっています。
- 複合的な生活課題からの相談も増えています。そのような中で相談しやすい窓口づくりが必要です。しあわせ相談センターについては、社会福祉協議会から相談員の委嘱等を行い、各種相談窓口を開設しています。ただ、一部の相談については相談件数が減少しています。
- 相談・家庭訪問活動について、相談を受けて随時訪問していますが、関係機関との連携が不足しています。また、専門職の人員不足も課題となっています。
- 地域で行われている安心見守りネットワーク事業を展開する中で、必要な世帯については専門職の訪問を実施しています。ただし、複数の生活課題を持つ世帯も多い中、一機関での対応では難しい場合もあり関係機関の連携が必要となっています。
- 町や社会福祉協議会でやっている相談事業については広報紙やホームページに掲載し周知を図っています。
- コロナ禍においては、職員の研修参加が難しいこともありましたが、オンライン等を利用して研修を受講しています。今後は知識・スキルの向上はもちろん、増加の一途にある窓口相談案件に適切に対応するため職員数の増員が課題となっています。
- 地域福祉についてのアンケート調査では、福祉に関する情報の入手について、「入手出来ていない」の割合が約 6 割となっており、情報が欲しい人や支援が必要な人に、必要な情報が届いていない場合があることがうかがえます。今後も、さらに支援を必要とする人が福祉サービス等を適切に受けられるよう、情報提供の充実を図る必要があります。

基本的な方向

- 誰もが相談しやすい相談窓口を目標に、様々な相談に対応できる体制づくりを行っていきます。また民生児童委員等と連携し、相談があった時に即時に対応できる体制づくりを進めます。
- 地区福祉懇談会でも「どこに相談してよいのか分からない」との意見が聞かれており、相談できる場所、人の周知を行います。SNS 等も利用しながら幅広い世代に周知を行い、また、「健康・福祉・エコフェアいけだ」等のイベントを活用して相談先の周知を図っていきます。
- 今後も各相談窓口間の連携を強化していきます。また、ケース検討会を行っていく中で、各機関で

顔の見える関係作りを構築し職員の資質向上を図ります。さらに、必要に応じて訪問活動を行い、アウトリーチにつとめます。

- 資格取得を勧奨するとともに、知識・スキルの向上を図り、質の高い職員を多く育成する予算措置や体制整備に努めます。
- 職員の研修に加え、相談員の研修も積極的に行っていきます。

実施計画

取り組み		実施主体	事業計画				
			2024	2025	2026	2027	2028
①相談窓口の体制整備	【相談窓口の充実】 ・ 役場、包括支援センター、保健センター等行政の窓口体制の充実 【行政相談】 ・ 行政相談員による行政相談	・ 池田町	○	○	○	○	○
	【しあわせ相談センター】 ・ 社会福祉協議会にて生活、障がい者、法律、結婚、ボランティアの各相談窓口の開設。また民生児童委員等との連携を図り、困りごとを抱えた時に相談できる体制づくりを行う。	・ 社会福祉協議会	○	○	○	○	○
②相談・家庭訪問活動の充実	【専門職員による相談家庭訪問】 ・ 高齢者、障がい者等への家庭訪問・関係機関との連携による家庭訪問等アウトリーチの実施	・ 池田町・包括 ・ 社会福祉協議会	○	○	○	○	○
③広報紙、ホームページ、リーフレット等での相談事業の周知	【情報提供】 ・ 広報紙、ホームページ、イベント等で、相談窓口の情報を提供	・ 池田町 ・ 社会福祉協議会	○	○	○	○	○
④各相談窓口の連携	【連携の確保】 ・ 各相談窓口間の連携を強化 ・ 関係機関との連携強化	・ 池田町 ・ 社会福祉協議会	○	○	○	○	○
⑤相談員・担当者の知識の向上	【相談員研修への参加】 ・ 相談員研修への参加機会の提供と参加の促進	・ 池田町 ・ 社会福祉協議会	○	○	○	○	○

②地域での助け合いの推進

現状と課題

- 見守り活動など地域での助け合いの推進は地域のつながりの中で取り組まれている部分もあります。ただコロナ禍により地域の集まりも減少したという声も聞かれます。
- 民生児童委員、福祉委員による訪問相談事業をはじめ、各地区において見守り活動を実施しています。ただ、地域性もあるため各地区により活動内容に差があります。また、コロナ禍により地域活動も減ってしまった中で、見守り機会が減少傾向にあります。
- 民生児童委員、福祉委員の協力を得て災害福祉マップの更新及び命のバトン配布事業については毎年行うことができています。また、台風接近時において各地区の見守り隊隊長の指示により、平時に見守っている人への声掛け等を実施しています。ただ、現状は台風のみに対応であり、それ以外の災害時（地震、水害、大雪、停電等）の対応については協議が必要です。
- 地区ごとに研修会を開催等しながら、各地区における福祉活動の支援、地域福祉活動者の地区内での横の連携づくりに取り組んでいます。しかし、コロナ禍の中で連絡会活動が止まってしまった地区もあります。
- 地域福祉についてのアンケート調査では、地域社会での生活で起こる問題に対する住民相互の自主的な協力関係について、「必要だと思う」の割合が約 7 割半ばと、前回の約 9 割からは減っているものの、依然高い割合となっています。また、地区福祉懇談会で池田町の良いところとして、住民からは「挨拶ができて」「つながりがある」の声が多く聞かれました。引き続き、困ったときや助けが欲しい時に、気軽に声をかけることができる関係づくりに取り組んでいく必要があります。

基本的な方向

- 地区福祉懇談会でも地域の中で挨拶や声掛けがあると良いという声が多く聞かれました。ゆるやかにつながることが地域の安心につながることを、今後も啓発していきます。
- 今一度、見守り活動について啓発していく中で、無理のない見守り活動を、地域住民と一緒に検討をしていきます。
- 災害福祉マップや命のバトン配布事業については、今後も継続します。緊急時や災害時の支援体制については役場担当課、地域住民との間で協議を行いながら進めていきます。
- 地区福祉懇談会において、他地区がどんな活動をしているのかを知りたいという意見がありました。地区内での交流を進めるとともに、他の地区との地域福祉活動交流や相互の活動紹介を推進していきます。

実施計画

り組み		実施主体	事業計画				
			2024	2025	2026	2027	2028
①地区であいさつ、声かけ運動の推進	【地区でのあいさつ運動】 ・ あいさつ、声かけ運動の推進	・ 池田町 ・ 事業所 ・ 地区福祉連絡会	○	○	○	○	○
②安心見守り隊の活動強化	【安心見守りネットワーク推進事業】 ・ 訪問相談の実施・各区福祉会の活動支援 ・ 「安心見守り隊」の活動支援 ・ 地域福祉活動ボランティア団体との連携強化	・ 社会福祉協議会 ・ 地区福祉連絡会 ・ 安心見守り隊	○	○	○	○	○
③緊急時や災害時の相談・支援体制の充実	【安心見守りネットワーク推進事業】 ・ 災害福祉マップの更新・活用 ・ 命のバトン配布事業・消防署、関係機関との連携 ・ 緊急時や災害時における連絡体制の検討	・ 社会福祉協議会 ・ 地区福祉連絡会 ・ 安心見守り隊	○	○	○	○	○
④地区福祉連絡会等の活動推進	【地区での地域福祉活動の推進】 ・ 地区内の地域福祉活動者の連携支援 ・ 研修会の開催 ・ 福祉懇談会の実施	・ 地区福祉連絡会	○	○	○	○	○

③民生児童委員活動、福祉委員活動の充実

現状と課題

- 民生児童委員は、区長、福祉委員等と協力して見守り活動を実施しています。特に、台風接近時には、独居高齢者など平時の見守り対象者について重点的に声掛けを行っています。ただ、コロナ禍においては訪問活動を縮小していました。
- 民生児童委員活動を区長、福祉委員等と連携を図りながら実施しています。さらに、必要に応じて役場、社会福祉協議会、あるいは居宅介護支援事業所とも連携しながら活動しています。また、地域ケア会議及びケアマネジャーとも、年に1度研修会を開催（コロナ禍中は中止）するなど、顔の見える関係づくりを進めてきました。
- 災害福祉マップの更新作業については、コロナ禍のため令和2年度は時期を変更して更新作業を行いました。また、愛の一声活動についてはコロナ禍の為、令和2、3年度は中止しました。両事業について、民生児童委員協議会の自主事業として開始されましたが、行政、社会福祉協議会と

の関わりの中で、自主事業の位置づけのままでよいか検討していく必要があります。

- 「健康・福祉・エコフェアいけだ」での活動について、令和５年度を含め４年連続で開催を見送ったものの、令和６年度からは、無料ドリンクの提供、ポケットティッシュを配布し広報活動に努めるなど通常通りの活動を目指します。
- 各地区において地域福祉活動の重要な担い手である福祉委員を社会福祉協議会で委嘱しています。民生児童委員、区長と連携し、見守り活動、いきいきサロン等地域福祉活動の中心として活動しています。
- 新任福祉委員向けの研修会を毎年開催しています。また、地区福祉連絡会についても福祉委員向けの研修会を開催しています。ただ、現役で働いている福祉委員も多くなってきており、研修会の開催方法等についても検討していく必要があります。
- 地域福祉についてのアンケート調査では、住んでいる地区の担当民生児童委員について「知らない」の割合が約４割と、前回調査の２割より高くなっています。コロナ禍の影響もあると思われますが、民生児童委員及びその活動内容について更なる理解を進めていく事が必要です。

基本的な方向

- 今後も担当区内での訪問による見守り活動や福祉啓発など民生児童委員活動を実施します。
- 民生児童委員は、区長・福祉委員等とはもとより、関係団体等とも連携・協力しながら活動を実施していきます。特に、福祉委員との連絡・協力関係を強化し、相互に情報を共有しながら活動を実施していきます。
- 「健康・福祉・エコフェアいけだ」等イベントに積極的に参加し、民生児童委員活動を広く周知すべく、活動内容の検討を重ね実施していきます。
- 新任福祉委員研修会については開催継続します。ただ、開催曜日や時間等については参加しやすい日程を検討していきます。また、地区福祉連絡会と連携し、地区ごとの研修会の開催も支援を行っていきます。

実施計画

取り組み		実施主体	事業計画				
			2024	2025	2026	2027	2028
①積極的な訪問活動の展開	【安心見守りネットワーク推進事業】 ・ 高齢者、障がい等の見守り活動 ・ 災害時等における見守り強化	・ 民生児童委員 ・ 池田町 ・ 社会福祉協議会 ・ 福祉委員	○	○	○	○	○

②関係団体、事業所等との連携・協力	【安心見守りネットワーク推進事業】 ・ 担当区、及び地区内の関係者との連携・協力をはかり事業を実施 ・ 必要に応じて行政、社協、福祉サービス事業所等との連携	・ 民生児童委員 ・ 池田町 ・ 社会福祉協議会 ・ 福祉委員	○	○	○	○	○
③自主事業の展開	【愛の一声活動】 ・ 児童のいる世帯への訪問活動	・ 民生児童委員 ・ 社会福祉協議会	○	○	○	○	○
④民生児童委員活動への理解の促進	【健康・福祉・エコフェアいけだ】 ・ フェア時における活動 PR	・ 民生児童委員	○	○	○	○	○
⑤福祉委員と関係機関との連携強化と地域の見守り活動の充実	【安心見守りネットワーク推進事業】 ・ 福祉委員研修会 ・ 民生児童委員会との連携 ・ 地区福祉連絡会との連携、安心見守りネットワーク推進事業の周知	・ 池田町 ・ 社会福祉協議会	○	○	○	○	○
⑥福祉委員の自己研鑽、情報交換の場としての研修会の開催	【福祉委員研修会の開催】 ・ 研修会の開催と参加の促進 ・ 研修会に参加しやすい時間での開催検討	・ 社会福祉協議会	○	○	○	○	○

安心見守りネットワーク事業

○目的

区長、民生児童委員、福祉委員やシニアクラブ、日赤奉仕団、食事サービス、障がい者団体等の各団体で行われている訪問活動の総合連携を密にし、平常時・災害時ともに地域住民の自主的活動での総合的な支援体制や見守り活動を確立し、安心して住み続けることのできる福祉のまちを目指すことを目的とする。

○対象者

- ・概ね75歳以上の一人世帯高齢者
- ・概ね75歳以上の二人世帯高齢者
- ・重度障害者
- ・その他支援を必要とする者

で、かつ支援を必要とする者

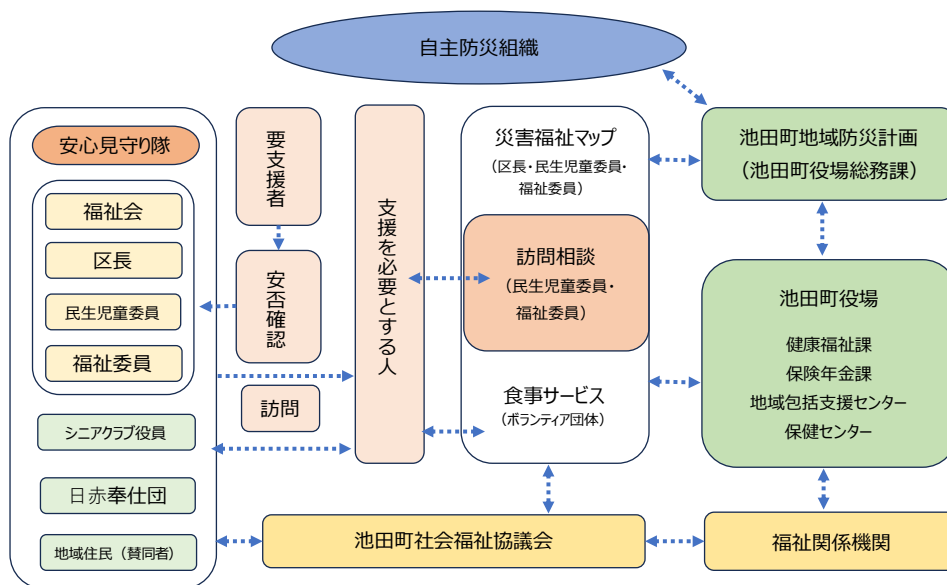
○「安心見守り隊」の編成

区長、民生児童委員、福祉委員、シニアクラブ・日赤奉仕団役員及び各区に居住するこの事業に賛同する者の中から区ごとに組織する。

区の状況に応じて複数の安心見守り隊の設置可能。

団体活動と地域活動の連携協力

○安心見守りネットワーク 体系図



(2) ボランティア活動への参画を推進します

① ボランティア・市民活動への支援と参加促進

現状と課題

- 広報等で社協事業等のボランティア募集を行っているが、人材確保には至っていないのが現状です。
- ボランティア活動を行っている方の高齢化が進む一方、ボランティア活動をしてみたいと考える若い世代は減少傾向にあるのが現状です。
- ボランティアをしたい人と求める人とのマッチングはできていますが、ボランティア情報の積極的な発信、ボランティア活動への参加促進が不十分な状況です。
- ボランティア連絡協議会と連携し、ボランティアの交流会を行い、ボランティア団体のネットワークづくりを行っています。
- 地域福祉についてのアンケート調査では、ボランティア活動の参加状況について、「参加している」と「以前に参加したことがある」の合計、いわゆるこれまでに参加したことがある人の割合が4割となっています。参加したことがない人において、ボランティアの参加条件について「自分に合った時間帯で活動できるのであれば参加してみたい」、「興味がある内容の活動であれば参加してみたい」といった割合が高くなっており、ボランティアに関する情報を積極的に発信するなど、参加しやすい環境を整える必要があります。

基本的な方向

- 今後もホームページ、広報等を通じて、ボランティアに関する情報発信を行っていきます。
- ボランティア活動につながる講座を開催し、ボランティア活動への参加促進を図ります。
- ボランティアをしたい人と求める人とのマッチングをするにあたり、施設等関係機関と連携し、得た情報を広報等で積極的に発信していきます。また活動参加促進のための講座、講演会等を企画開催していきます。
- ボランティア連絡協議会と連携し、ボランティアを行っている人たちの交流を図り、横のつながりづくりに努めます。

実施計画

取り組み		実施主体	事業計画				
			2024	2025	2026	2027	2028
① ボランティア活動に関する情報の収集や発信	【ボランティア活動に関する情報収集と発信】 ・ 情報収集に努め、社協だより、ホームページをととして情報発信を行う	・ 社会福祉協議会	○	○	○	○	○

②ボランティア活動に関する講座開催等の啓発事業	【地域福祉（ボランティア）入門講座の開催】 - ボランティア活動や地域福祉活動をしてみたいと考えている人を対象とした入門講座の開催 - 若い世代の地域活動、ボランティア活動への参加促進に向けた講座等の開催	社会福祉協議会	○	○	○	○	○
③ボランティアセンター機能の強化	【ボランティア相談事業】 - 施設等関係機関等との連携を強化し、ボランティア活動を推進 - ボランティアをしたい人と求める人との需給調整を行う（マッチング） 【講座・講演会の開催】 - ボランティア活動を促進する講座や講演会の企画・開催 - 若い世代の地域活動、ボランティア活動への参加促進に向けた講座等の開催	社会福祉協議会	○	○	○	○	○
④ボランティア・市民活動団体のネットワークづくり	【ネットワークづくり】 ボランティア連絡協議会等と協力してネットワークづくりの推進を行う	社会福祉協議会	○	○	○	○	○

②地域福祉リーダーの育成

現状と課題

- 地域福祉リーダー育成のための研修会については、民生児童委員、福祉委員、各ボランティア団体等を対象に、毎年内容を変えて実施しています。参加者に対し長期的に関わっていかないと効果測定・判定しづらいことが課題となっています。
- 若い世代、高齢者ともにボランティア活動の担い手不足が課題にある中、どのように活動参加促進につなげるかも課題となっています。

基本的な方向

- 波及効果も視野に入れ、地域のリーダー等を対象とする地域福祉リーダー育成のための研修会を実施します。
- 地域の施設等と連携し、活動の場の情報収集とその発信を広報・ホームページ等でしていきます。

また、講座等の開催でボランティア活動参加促進に努めます。

実施計画

取り組み		実施主体	事業計画				
			2024	2025	2026	2027	2028
①地域福祉リーダー育成のための研修会の開催	【地域福祉リーダー育成のための研修会の開催】 ・福祉サポーター研修会の開催 ・福祉サポーター研修会等におけるリーダー育成	・社会福祉協議会 ・地区福祉連絡会	○	○	○	○	○
②地域資源の発掘及び情報収集	【地域資源の発掘及び情報収集】 ・地域資源の発掘及び情報収集 ・若い世代の地域活動、ボランティア活動への参加促進に向けた講座等の開催	・池田町 ・社会福祉協議会 ・地区福祉連絡会	○	○	○	○	○

(3) 地域の「つながり」の強化に努めます

①サロン活動、交流機会の充実

現状と課題

- コロナ禍により開催しづらい状況にありましたが、令和5年度より、福祉会活動を再開した所が多くなりました。しかし、役員が新しくなったことにより、初めて携わる方が多く、運営方法について戸惑う声が多く聞かれます。また、他の福祉会活動を知りたいという声も多く、社会福祉協議会からの情報発信と、サロン間での交流の機会が必要だと思われます。
- コロナ禍により地域で活動する場が減り、ボランティアとして携わる機会が減少したことで関心が薄れていることや、長年ボランティアに携わっていた方々の高齢化及び新規ボランティアが入らないことにより、活動の継続があやぶまれています。日中の職務等で活動しづらい方も多く、関わりやすいボランティアの形を考えていく必要があります。
- いきいきサロン活動への協力金については、福祉会により参加人数が異なるにもかかわらず、同じ金額であることについてご意見をいただいています。福祉会活動を行いやすい助成について考えていく必要があります。ボランティア講師も地域の方々からの情報をもとに、活躍されている人材を発掘していく必要があります。

基本的な方向

- 各区の福祉会が相互に情報共有できるよう、交流の機会を設け、サロン活動の目的・助成を含む制度詳細を丁寧に説明していきます。また、広報やホームページ他、いきいきサロン向けのチラシ等を作成し、より細かな地域の様子を発信していきます。
- 地域でできるボランティア活動について、町内社会福祉法人や団体、地域の交流の場に携わる方々に相談しながら、新たな活動の場について発掘します。また、サポーター講座も、「自分でもできるかも」と地域の方々が生近に考えやすい内容・分かりやすい方法で実施していきます。
- 新たな地域活動ボランティアの人材の発掘を行います。また、いきいきサロン交流会を通して、地域同士の情報交換を深めます。

実施計画

取り組み		実施主体	事業計画				
			2024	2025	2026	2027	2028
①いきいきサロン活動の紹介と情報交換	【いきいきサロン交流事業】 ・各地区福祉連絡会において「ふれあいいきいきサロン」交流会を開催し、地域間での情報交換を実施	・社会福祉協議会 ・地区福祉連絡会	○	○	○	○	○

	・ 社協だより、ホームページにてサロン情報の紹介						
②いきいきサロンの活動リーダーやボランティアの養成	【地域福祉活動リーダーの養成】 ・ ボランティア講座の開催 ・ 福祉サポーター講座の開催	・ 社会福祉協議会	○	○	○	○	○
③いきいきサロンの自主的開催支援と活動の充実	【いきいきサロン開催支援】 ・ 協力金の支援と補助方法の検討 ・ サロンボランティア講師、サロンメニューリストの作成	・ 社会福祉協議会 ・ 地区福祉連絡会	○	○	○	○	○

②地域活動の支援

現状と課題

- 社会福祉協議会では多世代ふれあい事業として多世代が参加する事業に対して補助を行っています。また、子どもが遊ぶ遊具の補修に対して補助も行っていますが、コロナ禍により多くの行事が中止になりました。ただ、令和5年度になり少しずつ行事が復活してきていきます。課題としては役員などの交代により補助等の情報がうまく伝わっていないことがあります。
- いきいきサロン活動等のボランティア講師を募集し地域活動の場につなげています。
- 少子高齢化の進行により地域連携による総合力が低下しています。
- 地域福祉についてのアンケート調査では、地域との「つながりがあったほうがよい」と回答している割合が約7割と、前回の8割超に比べ減少しています。しかしながら、コロナ禍を経て低下したものの、依然多くの人が地域とのつながりの重要性を感じており、地域活動を通じてつながりを強化できるよう、支援することが大切です。

基本的な方向

- 今後も若い世代が地域活動に参加してもらえるよう多世代に関わる事業への支援を行います。また、協力支援内容の周知も継続して行っていきます。
- 地域活動活性化のためボランティア募集を広報、ホームページ等を通して積極的に行っていきます。
- 従来からの活動補助金による、地道ながらも確実な支援の継続を図っていきます。
- 学校と地域をつなぐキーパーソンの育成及び、遊園遊具整備補助事業を継続していきます。

実施計画

取り組み		実施主体	事業計画				
			2024	2025	2026	2027	2028
①若い世代が関心を持てるイベントの開催、参加の呼びかけ	【多世代交流事業の推進】 ・ 事業への協力支援 ・ ボランティア講師の募集等による活動支援	・ 住民 ・ 池田町 ・ 社会福祉協議会	○	○	○	○	○
②地域の伝統行事の若い世代への伝承	【伝統行事、地域交流事業の推進】 ・ 事業への協力支援	・ 住民 ・ 地区福祉連絡会	○	○	○	○	○
③子供会、自治会等で連携を図りながら交流の輪を広げる	【関係機関の連携強化】 ・ 事業への協力支援 ・ 遊具整備やボランティア講師の募集等による活動支援 ・ 小学校など関係機関と地域との連携支援	・ 住民 ・ 地区福祉連絡会	○	○	○	○	○

(4) サービス提供体制を充実します

①福祉サービス提供者の資質の向上

現状と課題

- 地域ケア会議等で各事業所等から希望や意見を取り入れながら研修会を、年 1 ～ 2 回実施していきます。また、地域ケア事例研修会は年 1 回実施し、発表機関の事例等発表を通してサービス提供者の質の向上等を目指しています。
- 町窓口における障害分野の相談専門員は未設置の状況であるため、西濃圏域所在の相談支援事業所 5 か所（身体：1 知的：2 精神：2）に委託していきます。
- サービス事業所として職員のレベルアップを図るため研修等に積極的に参加しています。ただし、日常業務の中で時間に制約があり、研修時間を確保することが難しい場合もあります。
- 相談支援事業所の事業所数に対して障がい福祉サービス等を希望される方が多く、町内の事業所のみでは対応できていないのが現状です。また、利用者の保護者が高齢の方も多く、利用者の親亡き後や急病時等の対応についても課題の 1 つです。
- 合同研修会は、年間計画を作成し、年度初めの地域ケア会議・介護支援専門員連絡会にて周知しています。また、開催時期前に各会員・所属長に案内文書を発送し、研修会等への参加を促しました。
- 事業者間連携による資質向上については、各会議や連絡会等を通して連携強化、資質向上を行っています。

基本的な方向

- 合同研修会は、開催計画に基づき、委員や介護支援専門員等の意向も参考に実施していきます。
- 住民に最も近い町窓口において、全ての障がい種別についての相談を受けられるよう専門職員の配置を、財政担当課と調整しながら検討していきます。
- オンライン研修の活用もしながら、積極的に研修に参加しレベルアップを図ります。
- サービスの継続により既存の利用者の生活を維持する一方で、既存及び新規利用者の担当（受入）時期を調整することにより、さらに多くの方にサービスをご利用いただけるよう、行政と連携を図りながら事業の継続を行います。
- 事業者間連携による資質向上に向けて、今後も継続して各会議や連絡会等への参加を通して連携強化、資質向上を図っていきます。

実施計画

取り組み		実施主体	事業計画				
			2024	2025	2026	2027	2028
①福祉サービス提供者の研修会の開催及び促進	【研修会実施】 ・ 地域ケア事例研修会 ・ 地域ケア会議及び介護支援専門員連絡会合同研修会	・ 池田町 ・ 地域包括支援センター	○	○	○	○	○
②相談窓口の充実	【窓口業務】 ・ 専門職員の配置・研修	・ 池田町	△	△	△	△	△
③障がい者へのケアマネジメント体制の充実	【サービス利用計画の作成】 ・ 相談支援専門員が作成するサービス利用計画によるケアマネジメント体制の拡充	・ 社会福祉協議会 ・ 池田町 ・ 事業所	○	○	○	○	○
④研修会等への積極的参加	【研修会参加の推進】 ・ 年間計画の作成及び周知徹底	・ 池田町 ・ 地域包括支援センター ・ 事業所	○	○	○	○	○
⑤事業者間連携による資質向上	【会議・連絡会等開催により資質の向上に努める】 ・ 地域ケア会議の開催による関係強化 ・ 介護支援専門員連絡会の開催	・ 池田町 ・ 地域包括支援センター	○	○	○	○	○

②サービスを受けやすい体制の充実

現状と課題

- 相談者に対し、必要に応じ検討会を開催しています。また、事業所からの要望に応じて地域ケア会議での事例検討を実施します。
- 個別ケース会議を開催しています。
- 緊急利用が必要な場合は即時連携・調整を図ります。
- 生活支援コーディネーター定例会を実施し、関係機関に参集してもらい意見交換等を行いました。
- 認知症地域支援推進員や関係機関との検討会をおこない、認知症患者ご本人も参加した地域との交流や啓蒙活動等について検討しています。

基本的な方向

- 随時検討会や地域ケア会議において、より具体的な検討の機会を活用していきます。
- 必要に応じて個別ケース会議を開催します。緊急利用が必要な場合は即時連携・調整を図ります。
- 生活支援コーディネーター定例会、認知症地域支援推進員検討会等を通して、多職種・他事業所等と情報を持ち寄り、具体的検討を行っていきます。

実施計画

取り組み		実施主体	事業計画				
			2024	2025	2026	2027	2028
①スムーズな福祉サービス導入が困難な場合の体制づくり	【事例毎の検討会開催や地域ケア会議での検討】 ・ 困難事例における関係者間のケース検討会議の開催 ・ 検討事例に応じた事業所等、関係機関への参加依頼	・ 池田町 ・ 地域包括支援センター	○	○	○	○	○
②緊急性のあるサービス利用の検討	【ケース会議】 ・ 個別ケース会議の開催による緊急サービスの利用調整 ・ 課題発生時の初期対応マニュアルや解決に向けたマニュアル等の作成	・ 池田町 ・ 地域包括支援センター ・ 社会福祉協議会 ・ 事業所	○	○	○	○	○
③サービス多様化の検討	【生活支援コーディネーター定例会】 【認知症地域支援推進員検討会】 ・ サービス利用者と事業所等との検討 ・ 地域とのつながりを活かしたサービスなどについて事業所等と検討	・ 池田町 ・ 地域包括支援センター	○	○	○	○	○

基本目標Ⅲ だれもが幸福を分け合えるまちづくり《協働》

(1) だれもが安心して生活できる地域をつくれます

① 防災対策の充実

現状と課題

- 防災メール等、各種ツールを活用し防災啓発を実施し、各自主防災会の防災訓練においても啓発活動を実施しています。
- 自主防災会に対する活動支援のため費用補助を実施しており、補助制度活用を呼びかけています。
- 避難行動要支援者名簿を定期的に更新しています。今後は、さらなる防災体制強化のため各関係機関との連携を強化していく必要があります。
- 訪問相談を通じた避難行動要支援者の把握を民生児童委員、福祉委員等と連携しながら行っています。ただ、訪問相談は地域の見守り活動を主目的としているため、避難行動要支援者対策を強化する必要があります。
- ボランティア団体の災害救援ネットワーク池田と一緒に災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を開催しています。しかし、災害救援ネットワーク池田の高齢化やコロナ禍での活動休止状態が続いたため、会員数が減少してきており、会員数を増やすことが課題です。
- 新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられたことに伴い、令和5年から池田町総合防災訓練を再開しています。各機関との連携強化に努め、各地域での防災訓練の開催に向けた働きかけに努めます。
- 地域福祉についてのアンケート調査では、地域課題への住民相互の自主的な協力において、特に必要な問題を、「災害時の助け合い」と回答した人は6割超と高くなっており、防災への意識は高まっているものの、防災メール登録者数が伸び悩んでおり、周知方法の検討が必要です。

基本的な方向

- 防災啓発活動については、積極的な発信を行い、出前講座等を活用し啓発活動を継続します。
- 自主防災会支援のため、補助事業を継続します。
- 要支援者の把握について継続して積極的把握に努めるとともに、連携すべき機関を検討し協力関係を構築します。
- 訪問相談を通じた避難行動要支援者の把握については今後も継続します。ただ、今後は要介護者や障がいのある方等、災害時に避難困難が想定される方の把握について、介護保険事業所等とも協議しながら対策を進める必要があります。
- 「災害救援ネットワーク池田」について周知啓発を行い、研修会などへの参加を促します。
- 各防災機関が災害時において連携できるよう、毎年、定期的な訓練を実施していきます。

- 災害時における共助の体制作りのため、自主防災会による活動を積極的に支援していきます。

実施計画

取り組み		実施主体	事業計画				
			2024	2025	2026	2027	2028
① 防災意識の普及啓蒙活動	【防災広報及び防災講座事業】 ・ ホームページ、広報、防災メールを活用し、防災啓発を実施 ・ 出前講座による防災講話の実施	・ 池田町	○	○	○	○	○
② 自主防災組織の育成促進	【自主防災組織補助金交付事業】 ・ 自主防災会で購入する防災資材や防災拠点の費用を補助	・ 池田町	○	○	○	○	○
③ 避難行動要支援者対策の促進	【関係機関との連携】 ・ 各地区、民生児童委員、福祉委員等との連携強化	・ 池田町 ・ 社会福祉協議会	○	○	○	○	○
④ 「災害救援ネットワーク池田」への支援	【災害ボランティアセンター立ち上げ訓練】 ・ 防災訓練において、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を実施 ・ 研修会の開催 ・ 「災害救援ネットワーク池田」の周知啓発	・ 社会福祉協議会	○	○	○	○	○
⑤ 防災訓練の実施	【池田町総合防災訓練】 ・ 関係機関や地域住民との連携のもとに総合防災訓練を実施 ・ 障がい者も含めた避難所体験や防災訓練の実施	・ 池田町	○	○	○	○	○
⑥ 各自治会防災訓練の実施	【自主防災会防災訓練事業】 ・ 各自主防災会規約に基づく防災訓練を実施 ・ 各地域への防災訓練の実施に向けた働きかけ	・ 各自主防災会	○	○	○	○	○

② 災害時支援体制の充実

現状と課題

- 避難行動要支援者名簿の更新を定期的に行っています。関係各機関との連携強化が必要です。
- 毎年行う訪問相談対象者を避難行動要支援者として役場に報告しています。区長、民生児童委員、福祉委員で情報を共有しています。
- 福祉避難所につき、5つの施設と協定を結んでいます。今後は、具体的な避難体制を構築していく必要があります。
- 安心見守り隊は、この5年間は台風到来時の対応が主であり地震等の災害時にどのように動くかについては検討が必要な状態です。また、区ごとに見守り隊の位置づけも異なっています。
- 地域福祉についてのアンケート調査では、大地震などの災害に対する備えとして、「隣近所での避難場所や避難方法を話し合っ、決めておく」、「隣近所での住民同士の日ごろのつながりと助け合い」、「高齢者や障がい者（児）などの支援を必要とする人たちへの支援体制の整備」の割合が4割超となっており、地域住民一人ひとりが災害に備えることはもちろんのこと、日ごろから地域の人と顔を合わせ、つながりを持つておくことが大切です。

基本的な方向

- 要支援者について継続して積極的把握に努めるとともに、連携すべき機関を検討し協力関係を構築します。
- 今後も訪問相談を通じて避難行動要支援者の把握に努めます。
- 福祉避難所の数を増やし、訓練を行いながら具体的な避難体制を構築していきます。
- 平時における安心見守り隊活動を充実させながら、災害時の具体的活動内容についても検討します。また、地区福祉連絡会等とも連携しながら見守り隊員への研修会等を実施します。

実施計画

取り組み		実施主体	事業計画				
			2024	2025	2026	2027	2028
① 避難行動要支援者の把握と支援	【支援体制の充実】 ・ 本人の同意のもと、要支援者の把握と支援ができる体制を強化	・ 池田町 ・ 社会福祉協議会	○	○	○	○	○
② 福祉避難所の整備	【福祉避難所の整備】 ・ 要配慮者が安心して避難所生活ができる福祉避難所を整備	・ 池田町	△	△	△	△	△

③ 安心見守り 隊の活動の 充実	【活動の確認】 ・ 町と社会福祉協議会との連携 による安心見守り隊の活動の内 容を確認する	・ 社会福祉 協議会	○	○	○	○	○
------------------------	--	---------------	---	---	---	---	---

③ 生活支援の充実

現状と課題

- 生活支援事業を実施するNPO法人に「ライフサポーター養成講座」の開催を委託しています。受講後は、当該法人にサポーター登録し、地域住民の暮らしを支える担い手として活躍していただいています。
- 町コミュニティバス運行事業を令和5年9月30日をもって終了し、令和5年10月1日から町内タクシー利用助成事業を開始したところです。ドアトゥドアで利便性が向上した面もありますが、ドライバーの不足と待ち時間の増大を解消することが課題です。
- 生活支援についての相談があった時には、相談者の意向に応じて生活支援団体の紹介を行っています。ただし、コロナ禍の中で生活支援団体が活動を控えられたこともあり、つながらないこともありました。また、相談内容によっては生活支援団体で対応できないこともあります。
- 地域においてもご近所のつながりの中でゴミ出しなどの生活支援活動を行っている方もみえます。ただコロナ禍もあり地域のつながりに対する意識が低下しています。ご近所さん同士での見守り合い、助け合いの土壌づくりも課題の1つです。
- 「池田町いのち支える自殺対策推進本部会議・幹事会」及び「池田町いのち支える自殺対策ネットワーク会議」を年に1回開催しています。池田町の自殺の現状や自殺対策の取り組み状況について報告し、関係機関と協議しながら、連携強化に努めています。
- 経済的に不安を抱えている相談に対しては、町、社協、県生活支援相談センター等関係者間で連携しながら、生活課題の解決に向けて支援を行っています。また、毎月生活困窮者支援調整会議（主催/揖斐県事務所）に参加し、関係者間の連携を図っています。ただ、世帯が抱える課題が複合的であることが多く、必要に応じて様々な機関と対応していくことも必要です。
- 地域福祉についてのアンケート調査では、生活上の困りごとを抱えたときや、福祉サービスが必要になったときの相談先として、「家族や親戚」の割合が7割超となっている一方で、「友人や知人」の割合が2割、「近所の人」の割合が0.5割と低くなっています。地域において、お互い様の雰囲気づくりを進め、生活上の困りごとを地域で解決していくことが重要です。

基本的な方向

- 地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業として、ライフサポーターを養成することにより、住み慣れた地域で互いに支え合って（互助 共助）暮らせるまちづくりを目指します。
- 町内タクシー利用助成事業について、補助額、補助対象運行範囲、補助対象者等各条件にか

かる緩和に向けた検討をしていきます。

- 生活支援団体の活動支援を行うとともに、専門職との連携を図る中で相談窓口の充実を図ります。
- 今後も地域のゆるやかなつながりの中での見守り合いが、安心して暮らせる地域につながることを研修会等で啓発していきます。
- 今後も定期的に「池田町いのち支える自殺対策推進本部会議・幹事会」や「池田町いのち支える自殺対策ネットワーク会議」を開催し、関係機関と協議しながら、連携強化に努めていきます。
- 制度利用促進のためのさらなる広報活動の強化と、ひきこもりなど、ニーズの把握が困難な状態の住民に対するニーズ把握方法を検討していく必要があります。
- 経済的不安がある相談者に対しては、今後も町、社協、県生活支援・相談センター等関係者間の連携を図りながら支援を行います。また、関係者間にも生活困窮者自立支援制度についての情報提供を行う中で、幅広い機関で支援できる体制づくりを行います。

実施計画

取り組み		実施主体	事業計画				
			2024	2025	2026	2027	2028
① 相談窓口の充実と生活支援におけるマネジメント	【NPO 法人との協働】 ・ ライフサポーターの養成	・ 池田町 ・ 社会福祉協議会 ・ NPO 法人	○	○	○	○	○
② 移動手段の選択肢の拡大	【タクシー利用助成事業】 ・ 高齢や障がいなどで車の運転ができない方へタクシー運賃を助成	・ 池田町	○	○	○	○	○
③ 自分のできる範囲内の近隣支援やボランティア活動	【ボランティア活動支援事業】 ・ 住民自身による自主活動、ボランティアに関する情報提供 ・ 【NPO 法人との協働】 ・ NPO 法人の活動紹介、情報提供 ・ NPO 法人、シルバー人材センター等の連携による相談対応	・ 住民 ・ 社会福祉協議会	○	○	○	○	○
④ 生活支援における近隣支援やボランティア活動の普及啓蒙	【近隣での助け合い】 ・ 近隣で見守りを行う民生児童委員、や福祉委員の協力、連携 ・ 研修等を通じた日頃のつながりの大事さの啓発	・ 住民 ・ 民生児童委員 ・ 福祉委員	○	○	○	○	○

⑤ 自殺対策の推進	【「生きることの包括的支援」としての自殺対策の推進】 ・ 重点施策（自殺ハイリスク層）の取り組み ・ 地域におけるネットワーク強化	・ 池田町	○	○	○	○	○
⑥ 生活困窮者自立支援制度の促進	【関係機関との情報共有】 ・ 複合的な生活課題に対し関係機関との情報共有・相談支援	・ 池田町 ・ 社会福祉協議会	○	○	○	○	○

④ 地域防犯活動の充実

現状と課題

- ・ 多世代ふれあい活動では、令和５年度になり再開した所が多く、地域の人と顔を合わせる機会になっています。また、夏祭り等の地域行事も再開し、住み慣れた地域で相互に関わり合う機会となり久しぶりに交流が持てたことによる喜びの声が多く聞かれました。
- ・ 池田町交通安全協会による朝・夕の街頭指導と、見守りボランティア（交通安全ボランティア）による児童・生徒の登下校時の安全見守りが、犯罪の抑止や子どもとボランティアとが互いに面識を持つことによる地域のつながり強化となっています。しかし、近年、ボランティアのなり手不足が多くの地域で課題として上がっています。
- ・ 見守り活動の中で一人暮らし世帯の困りごとの確認等を行っています。ただ、コロナ禍の中活動を縮小する自治会もありました。
- ・ 地域福祉についてのアンケート調査では、地域社会の役割について、「防災・防犯などの日ごろの協力」の割合が５割超となっており、地域での防犯活動を行うことが大切です。

基本的な方向

- 地域行事や多世代交流を通じて身近な地域の中での顔なじみの関係をつくり安心・安全な生活につなげます。
- 池田町交通安全協会による朝・夕の街頭指導と見守りボランティア（交通安全ボランティア）の取組を継続します。また、ボランティアのなり手不足解消のための取組を新たに図ります。
- 今後も地域の見守り活動の中で、地域防犯の役割も担っていきます。消費者被害を防ぐ取り組み等も継続します。

実施計画

取り組み		実施主体	事業計画				
			2024	2025	2026	2027	2028
① 子どもと高齢者とのふれあいの場づくり	【多世代ふれあい事業】 - 多世代ふれあい事業の実施 - 多世代のつながりを通じた防犯意識の向上	- 社会福祉協議会 - 住民	○	○	○	○	○
② パトロールの実施	【パトロールの実施】 こどもの登下校時のパトロールの支援	- 住民 - 池田町	○	○	○	○	○
③ 安心見守り隊の支援	【安心見守り隊の活動強化】 地域の見守り活動を通じた防犯意識の向上	- 地区福祉連絡会 - 社会福祉協議会	○	○	○	○	○

(2) 人として尊厳をもって生活できる地域をつくります

① 権利擁護支援（成年後見制度の利用促進、虐待の予防等）

現状と課題

- 判断能力が十分ではない方が必要な支援を受けられるように、地域包括支援センター、介護支援専門員（ケアマネジャー）など関係機関と連携し、事業の利用につなげています。
- 今後、高齢化の進行に伴い課題が複雑化・多様化していく為、金銭管理等に関する相談の増加が予想されます。
- 窓口での相談が中心となっていますが、「相談する人がいない」、「相談に行くことができない」など支援を必要とする人がサービスを受けることができるよう、必要に応じて自宅等を訪問しています。
- 権利擁護に関する様々な相談に対応する為には専門知識が必要であり、専門職の人的不足、専門知識の不足等のため対応が難しい場合があります。
- 成年後見制度利用促進計画に基づき、町では令和3年10月1日より、身近な相談支援機関として「池田町成年後見支援センター」を開設しました。
- また、専門性に特化した広域的な相談や、「市町村申立て」を検討する場合は、揖斐郡・安八郡の6町で「ぎふ権利擁護センター」に合同委託をし、「協議会」を設置し、専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会）や関係機関の協力を得ながら、適切に支援・検討しています。
- 成年後見制度の利用は全国的に低調であるものの、実際には権利擁護を必要とする人が増加傾向にあるため、普及・活用促進に向けた周知が課題です。
- 虐待予防のための福祉サービス利用支援について、広報・チラシ・ホームページ等で周知しています。コロナ禍であっても事業を継続して実施しています。
- 「在宅介護者の集い」を毎月第一金曜日に実施しています。介護疲れのリフレッシュを目的に実施し、介護者自身の健康維持のため、健康に関する勉強等も実施しています。参加者の高齢化が課題です。
- 地域福祉についてのアンケート調査では、地域の課題として、「子どもや高齢者への虐待」、「配偶者への暴力（ドメスティック・バイオレンス）」、「LGBTQ への理解」の割合は0.3割未満とわずかとなっています。虐待やドメスティック・バイオレンス、差別は重大な権利侵害であるとの認識のもと、相談支援体制の整備等が必要です。

基本的な方向

- 高齢者や障がい者等の社会的弱者の権利擁護の必要性を周知し、日常生活自立支援事業や成年後見制度の適切な利用ができるよう支援します。
- 日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行が必要な場合には、適切に対応します。
- 相談窓口に行かなくても、その人が利用しやすい場所や自宅等に訪問し、相談者本人が抱える課題だけでなく、世帯全体が抱える課題を把握し、関係機関と連携しながら包括的に支援できるようにします。

- 様々な相談に対応できるよう専門職の確保、専門職の資質の向上を図ります。
- 認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない人が成年後見制度を円滑に利用できるように支援を行い、また、地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の利用促進を図ります。
- 権利擁護支援を必要としている人の中には、親族がいない、または親族に頼ることができない状態や、地域社会とのつながりが希薄であるなど、孤独・孤立の状態に置かれている人もいます。そのため、既存のネットワークを活かすとともに、多様な分野・主体が連携するネットワークの機能の強化を図り、適切な利用につなげるよう支援します。
- 虐待予防のための福祉サービス利用支援について広報・チラシ・ホームページ等での周知を継続して実施します。
- 「在宅介護者の集い」を毎月第1金曜日に実施します。介護者の慰労を主目的に実施し、参加者の高齢化により、車の運転が出来なくなる人が増えるため、送迎についても検討します。

実施計画

取り組み		実施主体	事業計画				
			2024	2025	2026	2027	2028
① 日常生活自立支援事業についての普及と利用促進	【日常生活自立支援事業の普及】 ・福祉サービスの利用方法や日常的金銭管理	・社会福祉協議会	○	○	○	○	○
② 相談活動・訪問活動の充実	【訪問・相談活動】 ・随時、相談時に対応。必要に応じて自宅等を訪問 ・社会資源を生かした助言等	・池田町 ・社会福祉協議会	○	○	○	○	○
③ 成年後見の申し立ての体制づくり	【町長申し立ての体制づくり】 ・身内がいない、財産上の理由等、検討で認められた人を対象に、町長申し立てを支援する体制を構築 ・全体のコーディネートを行う「中核機関」の機能強化検討	・池田町 ・社会福祉協議会 ・関係団体	○	○	○	○	○

④ 虐待予防のための福祉サービス利用支援	【サービス利用の助言】 認知症カフェを開催し、介護者の抱える悩みや負担を皆で分かち合う。介護者教室、寝たきり・認知症予防教室等の各種サービス・教室に参加することで、適切な介護方法を学び、虐待を予防	- 池田町 - 住民 - 社会福祉協議会 - 関係団体	○	○	○	○	○
⑤ 在宅介護者の集いへの参加促進	【在宅介護者の集い事業】 - 介護疲れ等からの虐待予防のため、福祉サービスの利用を支援し、在宅介護者の集いへの参加促進 - 事業の周知・啓発	社会福祉協議会	○	○	○	○	○

(3) 当事者組織を支援し協働活動を展開します

① 当事者組織および当事者家族の支援

現状と課題

- 必要に応じてしあわせ相談センターの各種相談や地域包括支援センター、役場相談窓口と連携を行い、当事者家族が抱える問題解決のための支援を行っています。
- 窓口対応、電話での相談対応を行っています。相談内容が複雑化するとともに、長期にわたる対応が必要で、家族が抱えるメインの問題が変化していく事例が多くなっています。
(例：障がい者支援→介護→生活困窮等)
- レスパイト（親や家族の休養）サービスについて、広報等での周知や相談時の内容に応じて紹介するなど、随時事業所等と連携し、支援を行っています。適正にサービスが利用されているかの判断基準が不明瞭であることが課題です。
- 当事者家族等に対するボランティア活動の支援については、協力の方法の検討が必要です。
- 揖斐郡身体障害者福祉協会をはじめ、当事者団体の運営については負担金を交付することにより当該組織運営を支えています。
- 各福祉団体の活動について相談があれば紹介を行っています。また、「在宅介護者のつどい」については介護者のリフレッシュを目的に毎月第1金曜日に実施。年間6回は自主的に運営しています。弁当・茶菓の買い出しは会員が当番制でおこなっていますが、参加者の高齢化により、講師依頼等の会の運営や買い出し等もままならなくなっています。

基本的な方向

- 今後も関係機関との連携を強化していきます。また、同じ悩みを抱える人たちが互いに悩みを言い合えるような居場所づくりも検討します。
- 相談窓口で受けた相談内容によって、他機関と連携をしつつ当事者家族への支援を進めていきます。
- 事業所等と連携し、レスパイトサービスの利用支援を行います。
- 当事者家族等へのボランティア活動の支援については、各団体に協力していただきながら情報収集・情報発信に努めます。
- 当事者組織の運営については、支援を継続するとともに、組織運営に関する相談に積極的に応じ、課題を解決することで一層の当事者組織支援に取り組みます。
- 今後も相談があった時に紹介ができるよう、団体と連携していきます。また、「在宅介護者のつどい」については、介護疲れへの慰労を第一目的に実施し、介護者自身の健康維持のためにも体操や健康講座等も実施していきます。

実施計画

取り組み		実施主体	事業計画				
			2024	2025	2026	2027	2028
① 相談支援事業の充実	【総合相談支援事業】 ・各相談窓口の連携及び強化	・池田町 ・地域包括支援センター ・社会福祉協議会	○	○	○	○	○
② レスパイト（親や家族の休養）サービスの利用支援	【サービス利用支援】 ・デイサービス、ショートステイ等のレスパイトサービスの周知、利用支援 ・大室荘を活用した宿泊訓練の実施	・地域包括支援センター ・社会福祉協議会 ・事業所	○	○	○	○	○
③ 当事者家族等へのボランティア活動の支援	【団体への支援協力】 ・当事者支援団体の情報把握 ・当事者家族を支援する団体に対する活動支援	・社会福祉協議会 ・各種団体	○	○	○	○	○
④ 当事者組織の自主運営支援	【組織活動の支援】 ・当事者組織の運営支援 【活動PR】 ・各福祉団体の活動を紹介する 【組織活動の支援】 ・当事者組織の運営支援 在宅介護者の集いの自主運営支援	・池田町 ・社会福祉協議会	○	○	○	○	○

(4) 保健、医療、福祉の連携強化につとめます

① 地域ケア会議の充実

現状と課題

- 地域ケア会議委員への研修を開催計画に基づき実施しています。ただし、令和2年は新型コロナウイルス感染症感染対策のため研修会の開催を見送っています。
- 随時個別ケースの検討を実施しています。各専門職の意見を幅広く聞き、支援の参考としたい場合は地域ケア会議で検討を行っています。
- 利用者各人のケアプランに従って地域ケア会議を開催し、介護保険サービスの適切な利用を検討します。
- 各種会議や研修会を開催し、関係者間の情報交換、関係機関・関連部署との連携強化の推進を図っています。

基本的な方向

- 開催計画に基づき地域ケア会議委員への合同研修会をおこない、各関係機関の連携強化に努めていきます。
- 必要に応じ、措置事例、処遇困難事例等の個別検討会等を随時実施していきます。
- 継続して介護保険サービスの適切な利用を検討するとともに、新規課題や困難な状況が発生した場合は、速やかに開催できるよう日常的に関係各機関との連携・連絡体制を維持します。
- 開催計画に基づき各種会議等をおこなう中で、意見交換・情報交換等をおこない保健・医療・福祉の連携強化を図っていきます。

実施計画

取り組み		実施主体	事業計画				
			2024	2025	2026	2027	2028
① 地域ケア会議委員への研修	【地域ケア会議・介護支援専門員連絡会合同研修会】 ・ 各種福祉関係者の資質向上のため、専門講師を招き、講演会、意見交換等を実施する	・ 池田町 ・ 地域包括支援センター	○	○	○	○	○

② 措置事例、処遇困難事例等の検討	【事例検討】 ・各事例の関係者を招集し、今後のサービス導入や地域支援について調整・検討する ・関係機関との連携を深めた支援体制づくり	・池田町 ・地域包括支援センター	○	○	○	○	○
③ 介護保険サービスの適切な利用検討	【サービス担当者会議】 ・サービス担当者会議を実施し、適切なより良い介護保険サービス等の検討を行う	・各居宅介護支援事業所	○	○	○	○	○
④ 保健医療福祉関係の情報公開・情報提供	【地域ケア会議、介護支援専門員連絡会、保健福祉実務者会議、ケアマネ情報誌、民生児童委員との合同懇談会等】 ・各種会議や研修会等を開催し、関係者間の情報交換などを行う ・関係機関、関連部署との連携強化	・池田町 ・地域包括支援センター	○	○	○	○	○

② 地域健康づくりの推進

現状と課題

- 「健康・福祉・エコフェアいけだ」では、令和元年度まで健康に関して健康相談コーナーを設け、身体計測・血圧測定・個別相談（保健師・栄養士）を行ったり、健康づくりに関する媒体の掲示やこころの健康に関する普及啓発グッズを配布することで、町民への啓発を図りました。令和 2 年度から令和 5 年度までは新型コロナウイルスの感染拡大やワクチン接種にかかる会場の都合で中止となりました。
- 地域における「ふれあいいきいきサロン」においては、各地区からの依頼に基づき、健康教育・健康相談を実施できるよう体制を整えており、令和 4 年度 6 回、令和 5 年度 4 回、健康教育・健康相談を実施しています。
- 健康づくり関係団体として食生活改善協議会や母子保健推進連絡協議会があり、食生活改善推進員は、幼児期から高齢期までの方を対象とし、各種教室等を行うことで、食育・食生活に関する啓発を行っています。また、母子保健推進員は、こにちは赤ちゃん訪問、児童館活動等の活動や健診業務の補助を行っています。食生活改善推進員が減少しつつあるため、食育を普及する人材の育成として、栄養教室（食生活改善推進員養成）を実施しています。

基本的な方向

- 「健康・福祉・エコフェアいけだ」開催時には、健康相談コーナーにおける個別相談、健康づくりに関する媒体の掲示、普及啓発グッズの配布等により、町民の啓発や健康づくりの推進に努めていきます。
- 各地区からの依頼に基づき、健康教育や健康相談を実施していきます。
- 食生活改善協議会や母子保健推進連絡協議会等健康づくり関係団体と協働しながら、住民の健康づくりの推進に努めていきます。

実施計画

取り組み		実施主体	事業計画				
			2024	2025	2026	2027	2028
① 健康づくりの支援	【「健康・福祉・エコフェアいけだ」開催】 ・ 健康と福祉に関する普及啓蒙、相談事業等	・ 池田町 ・ 保健センター ・ 社会福祉協議会	○	○	○	○	○
② 地域での健康づくりの促進	【ふれあいいきいきサロン等】 ・ 地域主催のふれあいいきいきサロン等の機会を利用し、健康教育・健康相談を実施	・ 池田町 ・ 保健センター ・ 社会福祉協議会	○	○	○	○	○
③ 健康づくりを支援する社会環境の充実	【健康づくり事業への支援】 ・ 健康づくり関係団体との協働事業の実施 ・ 食育を普及する人材の育成	・ 池田町 ・ 保健センター ・ 各種団体	○	○	○	○	○

第5章 成年後見制度利用促進計画

1 計画策定の趣旨

「成年後見制度利用促進計画」（以下「計画」という。）は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第23条第1項の規定に基づき、国の基本計画を勘案して、市町村の区域における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものです。

池田町において、今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用が高まっていくと考えられ、高齢者も障がい者も住み慣れた地域で自分らしく暮らしているよう体系上の関連計画である、池田町地域福祉（活動）計画と一体的に計画を策定するものです。

2 成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身の回りの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があるが、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度は、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

また、法定後見制度は、後見、補佐、補助の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じた制度を利用できるようになっています。

法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、本人の利益を考えながら、本人の代理として契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為を行うときに同意をあたえるなど、本人を保護・支援します。

任意後見制度は、本人に判断能力があるうちに、判断能力の低下に備え、あらかじめ自分の選んだ後見人に、自分の生活、財産管理に関する事務について代理権を与える契約を公証人の作成する公正証書で結んでおき、将来に備える制度です。

3 計画策定の理念

池田町においては、住民の誰もが住み慣れた地域で安心して生活ができるように、地域住民や行政、

社会福祉協議会等が協力して地域全体を支えていくことを目的とし、地域福祉計画の基本理念に「つながり合い、お互いに幸福を分け合い、受け取れるまちづくり」を掲げています。

そして、高齢者や障がい者等が、自分らしい生活を送るための制度として成年後見制度を利用できるよう令和6年度以降実施予定の重層的支援体制整備事業と一体的に取り組み、権利擁護支援の地域ネットワークおよび中核機関を中心に、町民の権利や利益が守られるまちを目指し、利用者がメリットを実感できる制度・運用を図ります。

4 計画の期間

第四次池田町地域福祉計画、第五次池田町地域福祉活動計画と同様の期間とし、あわせて進行管理を行います。

5 取り組み内容

（１） 地域擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備

成年後見制度を利用できるよう権利擁護支援の必要な人を発見し適切な支援につなげるため、保健、医療、福祉の連携に司法や地域の各種団体、事業所等を含めた地域ネットワーク連携の仕組みを構築します。

また、町の責任のもと中核機関として池田町役場民生部 健康福祉課及び保険年金課内に成年後見制度に関する相談窓口を設け、町民や福祉サービス事業者、地域活動を行う各種団体からの相談等の集約及び連携を図ります。併せて制度利用促進に関する広報も行います。

（２） 利用者がメリットを実感できる制度の運用

利用者本人の意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築を行います。

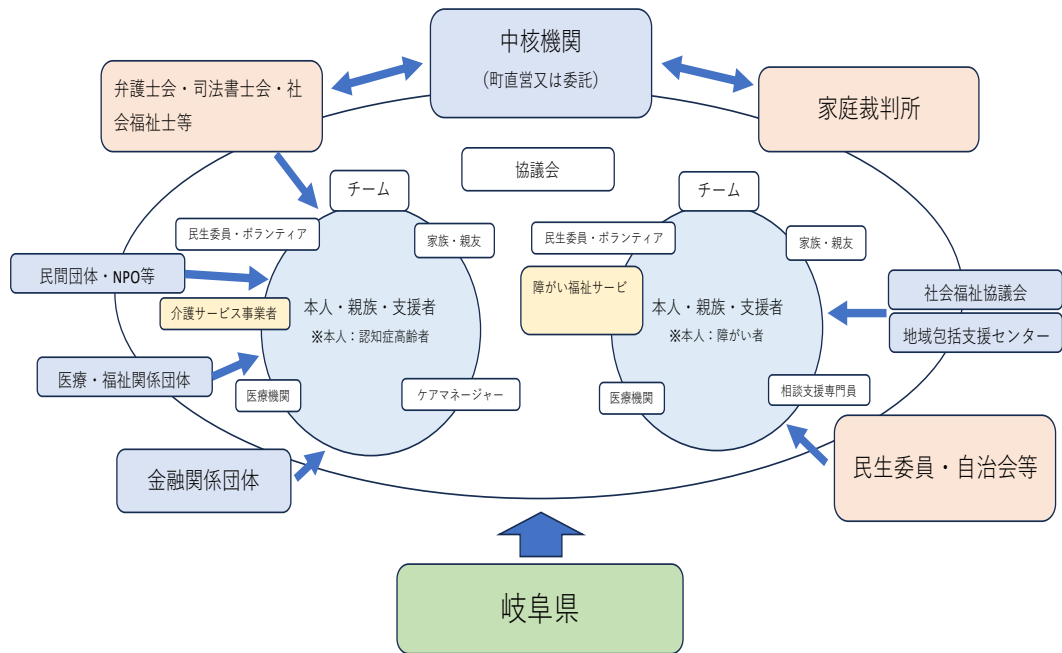
また、本人の利益保護のために最も適切な後見人等を選任する方策や、市民後見人養成研修の実施及び市民後見人の活動支援体制の整備を図ります。

（３） 不正防止の徹底と利用しやすいさの調和

権利擁護支援の地域支援ネットワークにおけるチームでの対応等が成年後見制度における不正を防ぐことにもつながることを踏まえ、地域連携ネットワークにおける支援を行う中で、不正の未然防止や早期発見へつなげます。

- ① 金融機関による本人名義の預金口座について、不正な引出しを防止する仕組みの導入。
- ② 家庭裁判所と専門職団体等の連携。

地域連携ネットワーク及び中核機関のイメージ図



※中核機関・・・地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関であり、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担う

※協議会・・・法律・福祉の専門職団体や司法、福祉、医療、地域金融等の関係機関が連携体制を強化するための合議体

※チーム・・・本人に身近な親族、福祉・医療・地域等と後見人が一緒になって日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握

第6章 再犯防止推進計画

1 計画策定の趣旨

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項の規定に基づき、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって町民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、国の再犯防止推進計画を勘案して策定するものです。

(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるように努めなければならない。

2 計画策定の理念

- (1) 罪を犯した人が出所し、円滑に社会の一員として復帰、再出発できるよう必要なサービスを迅速かつ適切に提供するとともに、本町と揖斐保護区保護司会等の町内関係機関が一層協力し、さらに町内外の枠を取り払って岐阜保護観察所等の町外にある関係機関の支援も得られやすい体制づくり（顔の見えるネットワークの形成）をすることで、地域が一緒になって犯罪が起きにくいまちづくりをすすめ、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を目指します。
- (2) 再犯防止施策は、就労、居住、福祉等多岐にわたっています。再犯防止という視点で各施策を計画的に連携させることによって総合的に推進できるようにします。

3 計画の期間

第四次池田町地域福祉計画、第五次池田町地域福祉活動計画と同様の期間とし、あわせて進行政管理を行います。

4 取り組み内容

(1) 岐阜県再犯防止推進計画と連携した取り組み

岐阜県再犯防止推進計画で示された、市町村として行うべき取り組みや連携について、積極的にその推進を図ります。

（２）再犯防止等に関する周知・啓発

犯罪や非行の防止と立ち直りを支援する取り組みである「社会を明るくする運動」などを通じて、再犯防止に関する地域での意識の醸成を図ります。

（３）更生保護活動への支援

地域における更生保護の活動拠点である、揖斐更生保護サポートセンター（大野町内）への支援を行います。

（４）保護司との連携強化

犯罪を行った者の更生を助けることを目的に活動している保護司との情報共有や連携を強化します。

（５）関係団体等との連携

更生保護女性会等の更生保護に関わる団体や支援者、社会福祉協議会、保護観察所等との連携強化に努めます。

（６）保健医療・福祉サービス利用の支援

高齢者や障がいのある人で保健医療・福祉サービスが必要な場合には、第四期地域福祉計画・第五期地域福祉活動計画に則り、地域や関係機関、団体と連携して適切な支援を実施します。

（７）児童生徒の非行の未然防止

保護司会や更生保護女性会、民生委員児童委員等との連携を強化し、地域ぐるみで子どもを育み、非行防止に取り組みます。

参考資料

1 計画策定までの取り組みと経過

計画策定にあたりましては、町民や福祉ボランティア関係者などの意見を反映させるために、以下の取り組みを行いました。

(1) 策定委員会の開催

■第1回策定委員会 令和5年8月31日(木) 会場：池田町役場 協議会室
議題

1. 池田町地域福祉(活動)計画の策定について
 - ・池田町地域福祉(活動)計画概要説明
 - ・策定プロセスとスケジュール
 - ・アンケート調査について
 - ・地区別懇談会の開催について

■第2回策定委員会 令和5年12月20日(水) 会場：池田町役場 協議会室
議題

1. アンケート調査結果の報告
2. 地区福祉懇談会の開催結果の報告
3. 池田町地域福祉(活動)計画素案について
4. 今後のスケジュール

■第3回策定委員会 令和6年3月12日(火) 会場：池田町役場 協議会室
議題

1. パブリックコメントの実施結果報告
2. 計画素案の決定
3. 池田町長へ答申
4. その他

(2) 地域福祉についてのアンケート調査

- ・調査対象： 満18歳以上の町民
- ・配布総数： 500通
- ・調査方法： 郵送による配布・回収

- ・有効回答数： 214 通（有効回答率 42.8%）
- ・調査時期： 令和 5 年 9 月から令和 5 年 10 月

（３）地区別福祉懇談会の開催

地区福祉連絡会の協力を得て、地区別福祉懇談会を開催しました。

地区名	開催日	場所	参加者数
宮 地	令和 5 年 10 月 13 日	宮地公民館	32 人
養 基	令和 5 年 9 月 20 日	養基公民館	26 人
中	令和 5 年 9 月 26 日	ゆうごう・ほっと館	32 人
西	令和 5 年 9 月 16 日	西公民館	44 人
東	令和 5 年 10 月 24 日	東公民館	46 人
池 野	令和 5 年 9 月 17 日	中公民館	40 人
八 幡	令和 5 年 10 月 25 日	八幡公民館	37 人
		計	257 人

（４）パブリックコメント（意見公募）

本計画を策定するにあたり、池田町まちづくり条例第 13 条の規定に基づき、パブリックコメント（意見公募）を実施しました。

【募集期間】 令和 6 年 1 月 18 日（木）～令和 6 年 2 月 19 日（月）

【閲覧場所】 ・池田町役場 ・池田町社会福祉協議会 ・池田町中央公民館

・池田町役場、池田町社会福祉協議会各ホームページ

・各地区公民館（ 宮地・養基・西・中・東・八幡 ）

【提出方法】 オンライン及び紙媒体

【提出件数】 2 件

2 池田町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、池田町地域福祉計画策定委員会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、池田町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 福祉関係団体等の代表者
- (3) 識見を有する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでとする。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 委員会が必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、民生部健康福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年9月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年3月14日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年7月 1日から施行する。

3 池田町社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、池田町社会福祉協議会（以下「池田町社協」という。）が地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）策定委員会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。また、この活動計画は、誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりのために池田町地域福祉計画と協働で策定するものとする。

(設置)

第2条 池田町活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 活動計画の策定に関すること。
- (2) その他活動計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから池田町社協会長が委嘱する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 福祉関係団体等の代表者
- (3) 識見を有する者
- (4) その他池田町社協会長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、活動計画の策定が完了するまでとする。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 委員会は必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、池田町社協事務局において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年9月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年3月14日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

4 池田町地域福祉（活動）計画策定委員名簿

所属・役職等	氏 名	備 考
議 会 議 長	臼井 幹夫	
民 生 文 教 委 員 長	久保田 美洋	
区 長 連 合 会 長	久保田 芳徳	委員長
民 生 児 童 委 員 協 議 会 長	森内 繁正	副委員長
池 田 町 教 育 長	高橋 利行	
ボ ラ ン テ ィ ア 連 絡 協 議 会 代 表	高橋 千鶴子	
池 田 シ ニ ア ク ラ ブ 会 長	棚川 貞男	
障 害 者 福 祉 連 合 会 会 長	岩谷 真海	
福 祉 委 員 長 兼 東 地 区 福 祉 連 絡 会 長	新井 弘之	
宮 地 地 区 福 祉 連 絡 会 長	野原 康則	
養 基 地 区 福 祉 連 絡 会 長	内藤 孝義	
西 地 区 福 祉 連 絡 会 長	山村 瑞穂	
中 地 区 福 祉 連 絡 会 長	河村 始	
池 野 地 区 福 祉 連 絡 会 長	勝野 龍太郎	
八 幡 地 区 福 祉 連 絡 会 長	林 孝英	

5 用語集

あ行

いきいきサロン

ひとり暮らし高齢者や家の中で過ごしがちな高齢者等と、地域住民（ボランティア等）が、自宅から歩いていける場所に気軽に集い、協働で企画して活動内容を決め、ふれあいを通じて生きがいづくり・仲間づくりの輪を広げること、また、地域の介護予防の拠点として機能する活動。

NPO法人（特定非営利組織）

ボランティア活動や営利を目的としない各種の公益活動、地域活動を行う組織・団体をNPOといい、そのうち特定非営利活動促進法に基づく一定の条件を満たして認証を受けた「特定非営利活動法人」を通称NPO法人という。福祉、まちづくり、環境、医療、スポーツ、国際協力など様々な分野で活動が行われている。

か行

介護保険法

介護が必要になった方に保健医療サービスや福祉サービスなどの給付を行うために、1997年(平成9年)12月17日に公布、2000年(平成12年)4月1日に施行された法律。介護する家族の負担を軽減し、社会全体で介護を支える仕組みとして誕生した介護保険制度について定めた法律。

協働

町民（地域住民）や各種団体と行政が役割と責任を分担し、協力・連携して同じ目的に向かって活動すること。

子育て支援センター

子育て家庭に対して、育児相談などの育児支援を行うことを目的とする施設。

コミュニティ

共同体。共同生活のための地域集団のこと。地域社会。一定の地域に居住し、共通の感情を持つ人の集団のこと。

さ行

災害ボランティア

災害発生後に被災者の生活や自立を支援し、また行政や防災関係機関等が行なう応急対策を支援する、自発的に能力や労力、時間を提供する個人・団体を指す。

社会福祉協議会

社会福祉法により地域福祉の推進の中核的な担い手として位置付けられ、地域社会において、行政や関係機関と連携しながら民間の自主的な社会福祉活動を展開し、住民の柔軟な福祉活動を推進し、福祉の課題・問題を解決するための公共性・公益性の高い民間福祉団体。

社会福祉法

わが国における社会福祉サービスの基礎をなす法律である。福祉サービスの利用者の利益の保護、地域における社会福祉の推進、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図ることによって、社会福祉の増進に資することを目的とする法律。

社会福祉法人

社会福祉法にいう社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人。社会福祉事業には、公共性の高い事業である第一種社会福祉事業（特別養護老人ホーム、児童養護施設の運営など）と、第二種社会福祉事業（保育所、デイサービスの経営など）がある。

シルバー人材センター

健康で働く意欲のある高齢者を会員とした、営利を目的としない会員組織。高齢者が、その経験と能力を活かしながら働くことを通じて地域社会に貢献し、生きがいと追加的収入を得ることを目的とする。

生活困窮者自立支援制度

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、自立の促進を図るための措置を講ずることを定めた制度。

成年後見制度

民法に規定された判断能力の不十分な認知症高齢者や知的障がい、精神障がいのある成年者の財産管理や身上監護を支援する制度。

た行

地域ケア会議

介護予防・生活支援の観点から、要介護・要支援となるおそれのある高齢者及びその家族に対して、効果的な予防サービスの総合調整や地域ケア介護の総合調整を行うとともに各機関の質的向上を図

ることを目的とした会議。

地域福祉

地域社会において、地域住民のもつ問題を解決したり、また、その発生を予防するための社会福祉施策とそれに基づく実践のこと。

地域コミュニティ

地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りなどに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指す。

地域包括支援センター

保健・医療・福祉の専門職相互の連携やボランティアなどの住民活動も含めた連携により、高齢者が住み慣れた地域で継続して生活し続けていけるよう、高齢者に対する総合的なマネジメントを担う地域の中核機関。

DV

ドメスティック・バイオレンスの略称。親しい間柄の異性（配偶者・恋人・事実婚を含む）から受ける身体的、精神的、性的、経済的な暴力を指す。

な行

日常生活自立支援事業

判断能力に不安があるため、適切な福祉サービスを受けることのできない人のために、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理の援助を行い、地域で自立した生活が送れるよう支援する制度。

は行

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる段差などを取り除くということ。広くは、誰もが地域のなかで安心・快適に暮らせるように、社会基盤や施設、制度上の障壁などを取り除くこと。

福祉委員

福祉課題を抱える住民に対して、その立場に立って相談にのり、区長・民生児童委員等との連携のもとに住民と社協とのパイプ役を果たす地域福祉活動の推進者。

福祉避難所

災害時に特別な配慮を必要とする要支援者を対象とした、バリアフリー等の機能を備えた避難所のこと。

フレイル

年をとって心身の活力（筋力，認知機能，社会とのつながりなど）が低下した状態。多くの人が健康な状態からフレイルを経て要介護状態になると考えられている。

ま行

民生児童委員

民生委員は民生委員法、児童委員は児童委員法に定められた委員で民生委員が児童委員を兼ねているため、池田町では民生児童委員と呼ばれている。厚生労働大臣から委嘱を受け、地域で住民の立場からの要望を関係機関に伝えるとともに、一人暮らしの高齢者や障がい者、乳幼児宅、児童宅等への訪問・相談等、住民が安心して暮らせるよう支援を行う。

池田町地域福祉（活動）計画

しあわせ福祉プランいけだⅣ

第四次池田町地域福祉計画
第五次池田町地域福祉活動計画
成年後見制度利用促進計画
再犯防止推進計画

発行：令和6年3月

編集：池田町民生部 健康福祉課

〒503-2492 岐阜県揖斐郡池田町六之井 1468-1

☎ 0585-45-3111

社会福祉法人 池田町社会福祉協議会

〒503-2417 岐阜県揖斐郡池田町本郷 1628-2

☎ 0585-45-8123